

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 令和3年10月1日
(第56期) 至 令和4年9月30日

株式会社TKC

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

(E04807)

本報告書（【表紙】以降）は、EDINETに提出した開示書類（電子媒体）を印刷したものであります。

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	9
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	11
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	11
2. 事業等のリスク	16
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	17
4. 経営上の重要な契約等	27
5. 研究開発活動	27
第3 設備の状況	28
1. 設備投資等の概要	28
2. 主要な設備の状況	28
3. 設備の新設、除却等の計画	29
第4 提出会社の状況	30
1. 株式等の状況	30
(1) 株式の総数等	30
(2) 新株予約権等の状況	30
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	30
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	30
(5) 所有者別状況	31
(6) 大株主の状況	31
(7) 議決権の状況	32
(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	33
2. 自己株式の取得等の状況	34
3. 配当政策	35
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	36
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	36
(2) 役員の状況	47
(3) 監査の状況	52
(4) 役員の報酬等	55
(5) 株式の保有状況	58
5. 経理の状況	60
1. 連結財務諸表等	61
(1) 連結財務諸表	61
(2) その他	99
2. 財務諸表等	100
(1) 財務諸表	100
(2) 主な資産及び負債の内容	111
(3) その他	111
第6 提出会社の株式事務の概要	112
第7 提出会社の参考情報	113
1. 提出会社の親会社等の情報	113
2. その他の参考情報	113
第二部 提出会社の保証会社等の情報	114

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年12月19日
【事業年度】	第56期(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 飯塚 真規
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028)648-2111
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 中西 清嗣
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03)3235-5511
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 中西 清嗣
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	平成30年9月	令和元年9月	令和2年9月	令和3年9月	令和4年9月
売上高 (百万円)	61,621	66,120	67,814	66,221	67,838
経常利益 (百万円)	8,961	9,669	11,685	12,673	13,677
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,158	6,721	7,821	8,686	9,317
包括利益 (百万円)	6,517	4,082	7,501	9,839	8,902
純資産 (百万円)	72,550	73,121	77,075	83,416	87,325
総資産 (百万円)	90,202	96,989	97,671	103,406	109,225
1株当たり純資産額 (円)	1,343.16	1,362.39	1,466.56	1,582.45	1,665.68
1株当たり当期純利益 (円)	116.73	127.76	148.81	164.93	177.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	116.20	127.50	—	—	—
自己資本比率 (%)	78.6	73.8	78.9	80.7	80.0
自己資本利益率 (ROE) (%)	8.9	9.4	10.5	10.8	10.9
株価収益率 (PER) (倍)	20.4	18.3	22.9	21.3	19.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	8,810	10,550	10,569	10,550	13,050
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,013	411	△10,124	△7,201	△4,342
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,567	△3,792	△3,786	△3,691	△5,214
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	19,268	26,810	23,469	23,126	26,620
従業員数 (人)	2,625	2,701	2,770	2,851	2,880

- (注) 1. 当社は、第53期第2四半期連結会計期間より、役員報酬BIP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。
2. 第54期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 第55期の売上高が第54期と比較して減少しているのは、第55期の期首から「収益認識に関する会計基準」等を早期適用したためです。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期
決算年月	平成30年9月	令和元年9月	令和2年9月	令和3年9月	令和4年9月
売上高 (百万円)	56,769	60,897	63,070	61,637	63,570
経常利益 (百万円)	8,577	8,972	11,107	12,064	13,290
当期純利益 (百万円)	5,959	6,262	7,472	8,293	9,076
資本金 (百万円)	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
発行済株式総数 (百株)	267,310	267,310	267,310	534,620	534,620
純資産 (百万円)	68,863	70,622	74,714	80,491	83,993
総資産 (百万円)	82,737	88,192	89,767	95,264	100,776
1株当たり純資産額 (円)	1,300.74	1,343.47	1,421.63	1,526.97	1,602.11
1株当たり配当額 (円)	105.00	110.00	120.00	104.50	78.00
(うち1株当たり中間配当額)	(50.00)	(55.00)	(55.00)	(65.00)	(36.00)
1株当たり当期純利益 (円)	112.96	119.04	142.18	157.46	173.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	112.45	118.79	—	—	—
自己資本比率 (%)	82.9	80.1	83.2	84.5	83.3
自己資本利益率 (ROE) (%)	8.9	9.0	10.3	10.7	11.0
株価収益率 (PER) (倍)	21.0	19.7	23.9	22.3	19.8
配当性向 (%)	46.48	46.20	42.20	45.70	45.10
従業員数 (人)	2,225	2,288	2,312	2,398	2,408
株主総利回り (%)	140.9	141.9	207.1	217.7	217.2
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(110.8)	(99.3)	(104.2)	(132.9)	(123.4)
最高株価 (円)	4,875	5,030	7,270	3,910 (7,840)	3,645
最低株価 (円)	3,305	3,350	3,820	3,175 (6,190)	2,911

(注) 1. 1株当たり配当額には、第55期に7円、第56期に6円の特別配当を含んでおります。

また、当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第55期の1株当たり配当額104円50銭は、当該株式分割前の1株当たり中間配当額65円と、当該株式分割後の1株当たり期末配当額39円50銭を合算した金額となっております。株式分割を考慮した場合、中間配当額65円00銭は、32円50銭となりますので、年間配当額合計は72円となります。

2. 当社は、第53期第2四半期会計期間より、役員報酬BIP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。

3. 第54期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

また、株主総利回りについては、当該株式分割による影響を考慮して算定しております。

5. 第55期の売上高が第54期と比較して減少しているのは、第55期の期首から「収益認識に関する会計基準」等を早期適用したためです。

6. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、令和4年4月4日以降の最高・最低株価は、東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
- また、当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第55期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2 【沿革】

年月	沿革
昭和41年10月	当社は、昭和41年10月22日、会計事務所の職域防衛・運命打開及び地方公共団体の行政効率向上のための計算センターの経営を目的として、栃木県宇都宮市において設立されました。 株式会社栃木県計算センターの設立
昭和46年 8月	T K C 東京計算センターを開設、以後、全国的に計算センターを展開
昭和47年 9月	株式会社テイケイシイ東京用品センター（平成5年12月 株式会社T K C 東京サプライセンターに社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕 株式会社テイケイシイ大阪計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 大阪用品センター平成5年12月 株式会社T K C 大阪サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕 株式会社テイケイシイ岡山計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 中四国用品センター、平成5年12月 株式会社T K C 中四国サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和47年11月	株式会社テイケイシイに商号変更 株式会社テイケイシイ東北計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 東北用品センター平成5年12月 株式会社T K C 東北サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和47年12月	株式会社テイケイシイ名古屋計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 中部用品センター、平成5年12月 株式会社T K C 中部サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和48年11月	株式会社テイケイシイ九州計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 九州用品センター平成5年12月 株式会社T K C 九州サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和50年 8月	東京ラインプリンタ印刷株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和51年 2月	株式会社テイケイシイ埼玉計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 関信用品センター平成5年12月 株式会社T K C 関信サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年1月 当社が吸収合併〕
昭和53年 1月	T K C システム開発研究所を開設
昭和57年10月	T K C 保安サービス株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和59年10月	T K C 税務研究所を開設
昭和60年 2月	株式会社T K C マネジメントコンサルティングを設立（子会社） 〔平成23年5月 当社が吸収合併〕
昭和60年 4月	T K C 沖縄情報サービスセンターを開設、以後、全国的に情報サービスセンターを展開
昭和60年 8月	O A 技術開発センターを開設
昭和61年12月	定款上の商号を株式会社T K C に変更
昭和62年 6月	計算センターの名称を情報センターに改称
昭和62年 7月	東京証券取引所市場第二部に上場
昭和62年 9月	T A S K 技術開発センターを開設

年月	沿革
平成2年3月	TKC東京第2情報センター、TKC新宿南情報センター及びTKC池袋情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC東京統合情報センターを開設
平成2年4月	株式会社TKC戦略経営研究所を設立 [平成12年10月 当社が吸収合併]
平成3年6月	TKCデータ・エントリー・センターを開設
平成4年1月	TKC判例検索サービスセンターを開設
平成4年11月	TKC大阪情報センター、TKC京都情報センター及びTKC兵庫県情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC関西統合情報センターを開設
平成6年2月	システム開発センターを開設
平成8年3月	東京証券取引所市場第一部に指定
平成10年1月	TKC名古屋情報センター、TKC静岡県情報センター及びTKC長野県情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC中部統合情報センターを開設
平成10年6月	新システム開発センターを開設
平成11年6月	株式会社スカイコムの株式を取得（現・連結子会社）
平成11年7月	システム開発部門において品質保証の国際規格「ISO9001」の認証を取得
平成13年3月	TKC九州情報センター、TKC熊本情報センター及びTKC鹿児島情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC九州統合情報センターを開設
平成14年11月	登記社名を定款上の商号である株式会社TKCに変更
平成15年3月	東京ライプリンタ印刷株式会社において一般財団法人日本情報経済社会推進協会から「プライバシーマーク」を取得
平成15年7月	TKC岡山情報センター、TKC広島情報センター及びTKC四国情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC中四国統合情報センターを開設
平成15年10月	TKC北海道情報センター、TKC東北情報センター、TKC栃木県情報センター及びTKC沖縄情報センターの情報処理サービス部門をTKC統合情報センターに、SCG部門をTKC SCGサービスセンターにそれぞれ改組 TKC情報サービスセンター（会計事務所事業）の名称をTKC SCGサービスセンターに改称 TKCインターネット・サービスセンター（TISC）を開設
平成16年4月	民間企業では初めて「LGWAN（総合行政ネットワーク）-ASP接続資格審査」に合格 財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（地方公共団体事業部門）
平成17年6月	財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（全社）
平成20年12月	ASPサービスに係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性に関し、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る統制リスクの評価」（現在は、監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」）に基づく報告書を新日本有限責任監査法人（現在は、EY新日本有限責任監査法人）より取得
平成22年9月	イノベーション&テクノロジーセンター（I&TC）を開設
平成27年9月	株式会社スカイコムを完全子会社化
平成27年10月	わが国初、パブリッククラウドサービスにおける個人情報保護の国際規格「ISO/IEC 27018:2014」の第三者認証を取得（10月12日）
平成28年4月	システム・エンジニアリング・センター（SEC）ビルを開設
平成29年10月	TKCカスタマーサポートサービス株式会社を設立（現・連結子会社）
平成30年3月	TKCカスタマーサポートサービスビルを竣工
平成30年10月	東京ライプリンタ印刷株式会社が商号を株式会社TLPに変更
平成31年3月	会計事務所の関与先企業に提供する財務会計システムが、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）から「電子帳簿ソフト法的要件認証制度」の第1号認証を取得
令和元年9月	株式会社TKC出版を完全子会社化
令和元年9月	任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置
令和2年3月	株式会社TLPを完全子会社化
令和4年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社と子会社6社及び関連会社1社により構成されており、会計事務所事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービス、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売）、地方公共団体事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービス、オフィス機器の販売）及び印刷事業を営んでおります。

各事業における当グループ各社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

(1) 会計事務所事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>1. 情報処理サービス</p> <p>①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス</p> <p>②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス</p> <p>2. ソフトウェア及びコンサルティング・サービス</p> <p>①情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供</p> <p>②専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>3. オフィス機器の販売</p> <p>情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p> <p>4. サプライ用品の販売</p> <p>コンピュータ会計用事務用品の販売等</p>	<p>(サービス及び販売)</p> <p>1. 当社は、会計事務所またはその関与先企業に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービス、オフィス機器及びコンピュータ会計用事務用品の販売等を行っております。</p> <p>2. 子会社TKCカスタマーサポートサービス㈱は、会計事務所またはその関与先企業及び中堅・大企業に対し、ヘルプデスクサービスを行っております。</p> <p>(製造及び制作)</p> <p>1. 子会社㈱TLPは、情報処理サービスを行うために使用するTKCコンピュータ会計用連続帳表等の印刷及びTKCコンピュータ会計システムを利用するための事務用品を製造しています。</p> <p>2. 子会社㈱スカイコムは、ソフトウェアの開発と販売を行っております。</p> <p>3. 子会社㈱TKC出版は、TKC会員会計事務所及びその関与先企業に価値ある経営情報を提供するために経営、税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作を行っております。</p> <p>4. 関連会社アイ・モバイル㈱はホームページサービス開発・保守を行っております。</p> <p>(その他)</p> <p>子会社TKC保安サービス㈱は、当社が所有するビルの警備・営繕等の管理業務を行っております。</p>

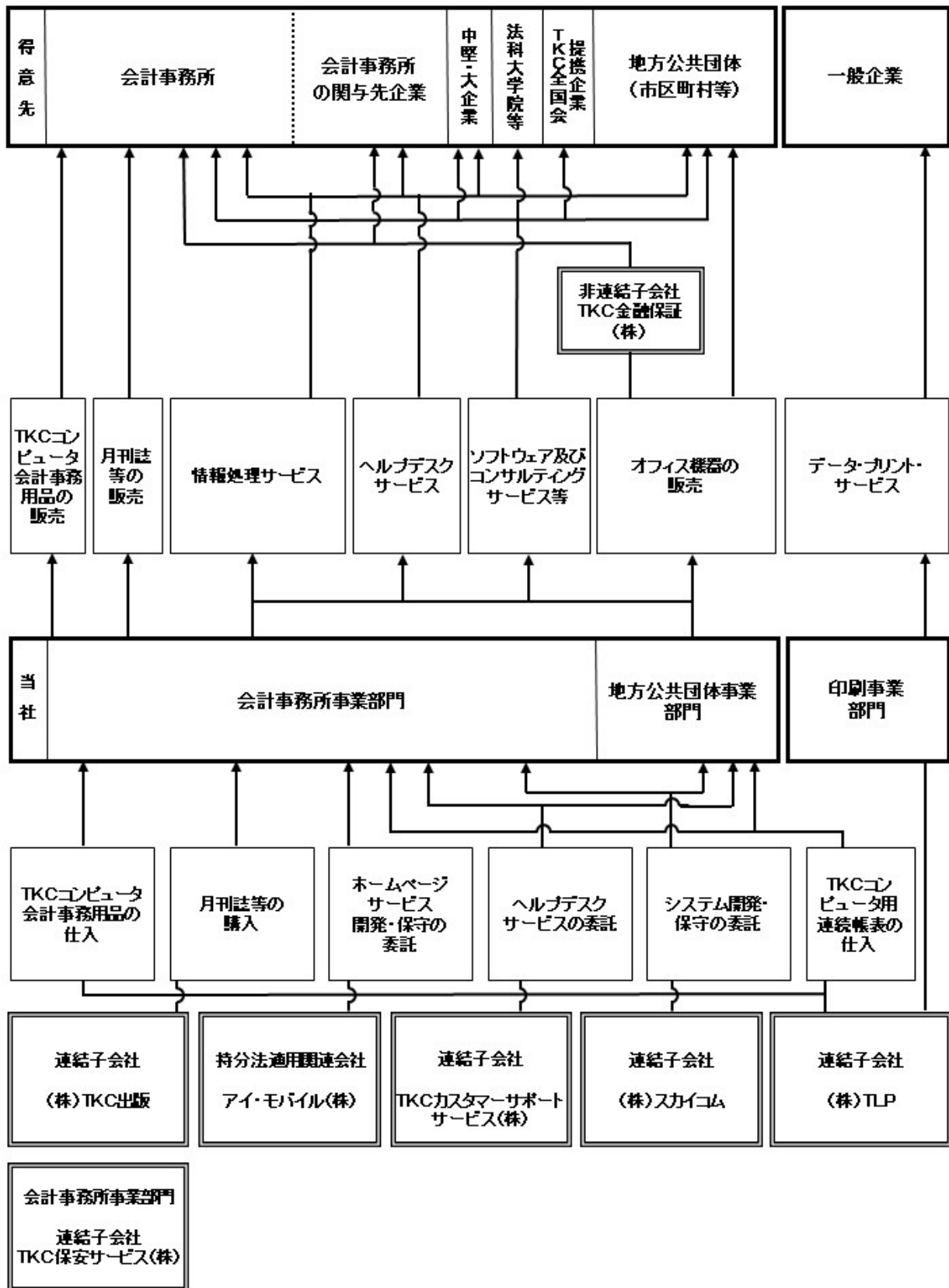
(2) 地方公共団体事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>1. 情報処理サービス</p> <p>①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス</p> <p>②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス</p> <p>2. ソフトウェア及びコンサルティング・サービス</p> <p>①情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供</p> <p>②専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>3. オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p>	<p>（サービス及び販売）</p> <p>1. 当社は、地方公共団体（市区町村等）に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービス、オフィス機器の販売等を行っております。</p> <p>2. 子会社TKCカスタマーサポートサービス㈱は、地方公共団体（市区町村等）に対し、ヘルプデスクサービスを行っております。</p> <p>（製造）</p> <p>1. 子会社㈱TLPは、情報処理サービスを行うために使用するTKCコンピュータ用連続帳表等の印刷を行っております。</p> <p>2. 子会社㈱スカイコムは、ソフトウェアの開発と販売を行っております。</p>

(3) 印刷事業

主要な製品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データ・プリント・サービス、パンフレット等</p>	<p>（製造及び販売）</p> <p>子会社㈱TLPは、コンピュータ用連続伝票及び一般事務用伝票等の製造・販売及びDPS（データ・プリント・サービス）を行っております。</p>

事業の系統図は次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株) T L P	東京都板橋区	100	印刷業 コンピュータ用連続帳表等の製造・販売	100.0	コンピュータ用連続帳表の仕入等 事務所の賃貸 役員の兼任等…有 資金援助…無
T K C 保安サービス (株)	栃木県宇都宮市	10	警備・営繕及び清掃業務	100.0	警備・営繕等及び梱包・発送業務 役員の兼任等…有 資金援助…無
(株) スカイコム	東京都千代田区	100	システムの開発と販売	100.0	システム開発の委託 役員の兼任等…有 資金援助…無
T K C カスタマーサポートサービス(株)	栃木県鹿沼市	25	ヘルプデスクサービス業務	100.0	ヘルプデスクサービスの委託 役員の兼任等…有 資金援助…無
(株) T K C 出版	東京都新宿区	83	月刊誌の制作等	100.0	月刊誌の購入等 役員の兼任等…有 資金援助…無

(注) 1. (株) T L P は特定子会社に該当しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
アイ・モバイル(株)	東京都渋谷区	100	ホームページサービスの開発・保守	30.0	ホームページサービス開発・保守の委託 役員の兼任等…有 資金援助…有

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

令和4年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
会計事務所事業	1,632
地方公共団体事業	625
印刷事業	205
全社（共通）	418
合計	2,880

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載した従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2)提出会社の状況

令和4年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,408	40.0	16.8	7,691,749

セグメントの名称	従業員数（人）
会計事務所事業	1,531
地方公共団体事業	625
全社（共通）	252
合計	2,408

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載した従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3)労働組合の状況

労働組合は結成されておられません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 全社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

① 経営方針・経営戦略

当社は「自利利他（自利トハ利他ヲイフ）」を社是とし、「顧客への貢献」を経営理念として、会社定款（第2条）に定める次の二つの事業目的を達成するために経営を展開しています。

1) 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営

2) 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

この会社定款に定める事業目的は、創業（昭和41年10月22日）以来のもので、その後の業容の拡大に伴い、定款には他の事業目的が追加されましたが、それらはこの二つの事業目的を補完するものであり、経営の基本方針は変わっていません。

② 経営環境

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナウイルス）の影響が和らぐ中、物流の分断や大幅な円安、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う資源価格の上昇等が発生しています。足下の経済環境は持ち直しつつあるものの、これらの影響によって依然として将来の不透明感が漂っています。

こうした状況の中、政府はワクチンの追加接種や経済活動の再開に向けて国民や中小企業を支援するさまざまな施策を継続しています。当社グループは、このような社会環境や政府の取り組みに迅速に対応したシステムの開発やサービスの提供を通じて、顧客ならびに地域・社会に貢献すべく事業を展開してまいりました。

なお、当社グループが提供する製品およびサービスに大きな影響を与えるものは、法令等の改正とICTの進化です。法令等の改正としては、令和4年1月より施行された改正電子帳簿保存法、令和4年4月より適用開始されたグループ通算制度、令和5年10月より導入されるインボイス制度、その他にも国・地方のデジタル改革の推進や自治体の情報システムの標準化・共通化、ガバメントクラウドの導入などがあり、その対応を求められています。

また、ICTの進化については、クラウドコンピューティング、FinTech、AIなどがあげられます。

こうした環境の変化をいち早く捉え、当社グループの提供する製品およびサービスへと展開することが重要であると考えています。

③ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

1) 法令を完全に遵守したシステムの提供

当社グループは、関連法令に完全に準拠し、最新のICTを活用して開発したシステムを提供することによって、会計事務所および地方公共団体の業務を支援しています。このため、当社グループにおいては引き続き法令の改正に迅速に対応できるよう、システム開発体制をより強化していきます。

2) グループ・ガバナンス・システムの確立

金融商品取引法への対応を含め、会社法で求められる内部統制システムを整備するとともに、企業経営理念、各種会議体、諸規定を体系的にまとめ、グループ・ガバナンス・システムの向上に取り組みます。

特に、令和元年6月に経済産業省が策定した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」に対応したグループ・ガバナンス体制を構築し運用しております。

3) 働きがいのある組織風土の醸成

当社グループは、個人とチームワークを尊重した職場づくりに努めるとともに、当社の経営理念である「顧客への貢献」の実現のため従業員の能力開発の支援、「働きがいのある組織風土」の醸成に取り組みます。

4) 業務継続性の確保

大規模な自然災害や感染症の流行など不測の事態が発生した場合、全ての顧客が業務の継続あるいは早期再開ができるよう、サービスの強化・拡充に取り組みます。

5) システム障害時の迅速な対応

万一にも当社システムに障害が発生した場合は、障害に該当するユーザーを特定して障害の内容と対処方法を通知すると共に、「100%顧客救援」の方針のもとに復旧を迅速に支援する体制づくりに努めています。

6) 情報セキュリティに対する取り組み

当社グループは、会計事務所とその関与先企業、ならびに地方公共団体に対して、常に最新のICTの活用による各種情報サービスを提供しています。情報セキュリティの確保は当社の事業活動の重要課題であり社会的責務と考えています。

こうした認識の下、当社では顧客が当社のクラウドサービスを安心して利用いただける技術的環境を整備するために、情報セキュリティマネジメントシステム認証「ISO/IEC27001」、個人情報保護マネジメントシステム「JIS Q 15001」（プライバシーマーク）などの第三者認証を取得しています。

また、TKCインターネット・サービスセンター（TISC）では、これらに加えて平成27年10月12日にクラウド環境における個人情報保護認証「ISO/IEC27018」、平成29年6月19日にISMSクラウドサービスセキュリティー認証「ISO/IEC27017」、令和3年6月7日にはITサービスマネジメントシステムの国際規格である「ISO/IEC20000」を取得しています。当社では、引き続き顧客が“安全・安心・便利”にクラウドサービスを利用できる環境の整備に努めてまいります。

(2) 会計事務所事業部門の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

① 経営方針・経営戦略

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、当社のお客さまである税理士および公認会計士（1万1,500名）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

TKC全国会では、2022年から2024年までの3年間にわたる運動方針を次のとおり掲げています。

「未来に挑戦するTKC会計人——巡回監査を断行し、企業の黒字決算と適正申告を支援しよう！」

- 1) 優良な電子帳簿を圧倒的に拡大する 「TKC方式による自計化」の推進
- 2) 租税正義の守護者となる 「TKC方式の書面添付」の推進
- 3) 黒字化を支援し、優良企業を育成する 「巡回監査」と「経営助言」の推進

当社では、TKC全国会が掲げる運動方針に基づき、2024年戦略目標の達成に向けた活動を実施しています。

また、TKC全国会の「中堅・大企業支援研究会」や「海外展開支援研究会」とも綿密な連携を図り、上場企業を中心とする大企業市場向けに税務・会計システム等の提供を通じて、TKC会員の関与先拡大を支援しています。

② 経営環境

国税庁が令和4年10月に発表した「法人税等の申告（課税）実績の概要」によると、令和3年度における全法人の黒字申告割合は35.7%でした。前年度に比べて0.7ポイント増加したものの、依然として法人の約65%が赤字となっています。

さらに、急速な円安、原材料費の高騰、新型コロナウイルスの緊急融資等の返済開始など、中小企業が経営難や赤字に陥るリスクは未だ回避できていません。多くの中小企業は先を見通せない状況下で、必要利益をいかに確保するかが大きな課題となっています。

そうした中でTKC会員事務所は、「黒字決算と適正申告」の実現に向けて月次巡回監査と月次決算、経営助言を実施し、「会計で会社を強くする」活動を展開してまいりました。また、借入金返済のための必要利益や必要売上高を算出し、経営計画の策定も支援しています。こうした活動の結果、TKC会員の関与先企業の約56%が黒字決算を実現しており、いまTKC会員事務所の指導力の高さに全国の中小企業や金融機関から大きな期待が寄せられています。

なお、令和4年1月1日に改正電子帳簿保存法が施行され、また令和5年10月1日には改正消費税法が施行されます。それによりすべての事業者が電子取引のデータ保存や、適格請求書（インボイス）への対応を迫られることとなります。当社ではこうした法律及び社会制度の改正を、TKC会員の関与先を拡大する機会と捉えています。

③ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

会計事務所事業部門では、TKC会員事務所の社会への貢献度をさらに高め、その事業の成功を実現するために、TKC全国会の指導の下で、以下の活動を全力で支援してまいります。

1) システムの競争力の強化

当社では、以下の取り組みを通じてシステムの競争力の強化を図り、優位性を訴求することで他社との差別化に努めます。

- a. 当社システムの「強み」は税務と会計の一气通貫にあります。それは、財務会計システムにおいて法令および会計基準への完全準拠性を堅持し、税務情報システムと完全連動させ、会計・税務・電子申告の一气通貫を実現していることです。今後も、法令改正や制度改定に迅速・的確に対応します。
- b. 当社システムの最大の特長は、単にシステムやサービスの提供にとどまらず、税務と会計の実務に精通したTKC会員がシステムの導入から運用まで、きめ細かなサポートを行い企業の適法・適正な税務と会計の処理を支援していることにあります。こうしたTKC会員の業務の高付加価値化の支援強化を図ります。

2) 自計化推進活動

当社では、TKC全国会の戦略目標達成を支援するため、企業経営者の迅速な意思決定を支援する機能を強化・拡充するとともに、会計データの改ざんを可能とする遡及的な加除・訂正の会計処理ができないシステムの強みを生かした自計化推進活動を展開しています。

3) TKC会員事務所1万超事務所の達成の支援

TKC全国会が掲げるTKC会員事務所1万超事務所の達成に向けて、TKC会員と連携した会員導入活動へ取り組み、TKC全国会の戦略目標の達成に貢献します。

4) T K C 連結グループソリューションの強化と拡充

T K C 全国会の「中堅・大企業支援研究会」や「海外展開支援研究会」と連携し、「T K C 連結グループソリューション」の活用による大企業の税務、会計、海外子会社管理業務等の合理化・効率化を支援します。

5) T K C ローライブラリーの利用拡大

「T K C ローライブラリー」を構成するコンテンツ「L E X / D B インターネット」「出版社データベース」「LegalBookSearch」等の機能強化と収録内容の拡充をさらに進め、利用者の利便性を高めます。それにより競合他社のサービスとの差別化を図り、法律事務所におけるさらなる利用拡大を目指します。

(3) 地方公共団体事業部門の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

① 経営方針・経営戦略

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

また、中長期の事業ビジョンとして「T K C システムの最適な活用を通して、行政効率の向上・住民サービスの充実・行政コストの削減を実現し、地域の存続と発展に貢献する」との方針を掲げ、その実現に向けた戦略を実行しています。

② 経営環境

地方公共団体（特に市区町村）における情報化は、いま大きな転換点を迎えています。地域社会における少子高齢化・人口減少に伴う労働力不足を背景に、職員数がこれまでの半数でも持続可能な形で行政サービスを提供する「スマート自治体（デジタル社会）」への転換が、市区町村にとって重要な経営課題となっています。特に、コロナウイルス対応で行政のデジタル化の遅れが社会的課題として顕在化したことで、その動きは一段と加速しています。政府は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）を策定し、デジタル社会の実現のためには住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割が極めて重要であるとして『自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画』（総務省／令和4年9月2日改定）により、全ての自治体が足並みを揃えて以下の施策に取り組んでいくことを求めました。

- 1) 自治体情報システムの標準化・共通化
- 2) マイナンバーカードの普及促進
- 3) 行政手続のオンライン化
- 4) A I ・ R P A の利用促進
- 5) テレワークの推進
- 6) セキュリティ対策の徹底

さらには、国・地方の財政状況が厳しさを増す中で、これからも市区町村が行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくために〈持続可能な行政経営〉の確立が期待されています。そのため、市区町村では財務書類等の適切な更新・開示を行うとともに、正確な財政状況の見える化を図り、財務書類等から得られた情報を事業評価やトップの意思決定に積極的に活用することが急務となっています。

一方、地方公共団体向けビジネス・ベンダーの市場動向に目を向けると、行政サービスのデジタル化分野において他業種や新興企業の市場参入が相次いでいます。このことから地方公共団体市場における企業間競争は一段と激化し、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるシステム・サプライヤーだけが生き残っていく厳しい時代を迎えたといえます。

③ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社では、地方公共団体における「自治体D X」の実現、および「持続可能な行財政改革」を支援するため、今後も最新のI C Tを活用した革新的な製品やサービスの開発・提供を通じて「住民サービスの充実」と「行政効率の向上によるコスト削減」を支援することが重要な経営課題であると捉え、以下の5つの重点活動に取り組みます。

- 1) 「T A S Kクラウドサービス」を基軸とした顧客支援の充実と基幹系システムの標準化への対応
 - a. 市区町村における最適な業務プロセスを実現する基幹系業務システムの強化拡充を図り、既存顧客の支援充実および市場防衛に取り組みます。
 - b. 令和8年3月末までを期限とした自治体の情報システムの標準化・共通化に対応すべく、国の策定する「標準仕様」に完全準拠したシステムの開発、およびガバメントクラウドへの移行のための準備を開始しました。
 - c. 国（デジタル庁）が調達した「ガバメントクラウド先行事業」に当社顧客（埼玉県美里町・川島町）が採択され、当社はアプリケーション事業者として両町とともに当事業に取り組んでいます。当事業では、主にガバメントクラウドへの移行、移行後システムの機能・動作、情報セキュリティ、利用コスト等の検証を実施します。

2) 行政サービス（各種手続き）のデジタル化・オンライン化の支援

市区町村においては「行政サービスのデジタル化」の早期対応が不可避となっています。これを支援するため、先進的に取り組む団体の協力を得ながら、「TASKクラウドスマート申請システム」と「TASKクラウドかんたん窓口システム」を組み合わせた窓口サービスのデジタル化に向けた一層の機能強化・拡充に取り組めます。

3) 地方税務手続きのデジタル化支援

- a. 地方税共同機構の認定委託先事業者として、また税務情報システムの提供を通じて、税務業務の効率化を支援する関連サービスの一層の拡充・機能強化を図り、その普及促進に取り組めます。
- b. 令和5年4月から開始される地方税共通納税税目拡大に向けた導入支援作業に取り組めます。

4) 「TASKクラウド公会計システム」の普及・促進

- a. 令和3年10月から開始した次世代版「TASKクラウド公会計システム」の普及・促進を図ります。
- b. 財政状況の見える化による持続可能な財政運営及び電子決裁や、電子請求書連携などによる内部事務のDX推進を支援します。

5) 次世代製品の研究・開発

- a. 基幹系システムの標準仕様を見据え、システム対応および高付加価値な独自サービス、機能の研究・開発に取り組めます。
- b. 先進団体との実証事業等を通じて、行政手続きのオンライン化やワンストップ・ワンズオンリー化などデジタル化を支援する新たなソリューションの研究・開発に取り組めます。

(4) 印刷事業部門（子会社：株式会社TLP）の経営方針、経営環境、及び対処すべき課題等

① 経営方針・経営戦略

印刷事業部門では、「デジタル技術」と「ニーズの変化に対応した製品・サービスの提供」により、顧客企業やそのお客さまのコミュニケーションやマーケティングに貢献することを経営方針として掲げています。コロナウイルスの感染拡大は情報化社会における政府のデジタル化への急速な流れをもたらしました。社会の環境の変化、お客さまの価値観の変化に対応し、自社の生産技術を活かした製品・サービスの開発、品質改善、付加価値の向上に取り組めます。そしてお客さまの良きパートナーとして、デジタル技術と印刷物を使ったコミュニケーション環境の整備を通じて企業価値の一層の向上に努めます。

② 経営環境

主力商品のデータ・プリント・サービス（DPS）とビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）は、インターネット環境の拡大、またコロナウイルスの影響により、暮らしは「新しい生活様式」、働き方も「新しいビジネス様式」へと移行、政府の「デジタル改革」の方針のもと行政のデジタル化、規制改革、マイナンバーカードの普及、教育のデジタル化、電子帳簿保存法の改正、など、市場はこれまでにない環境変化と価値観の変化により新たなビジネスの創造に向かっており、この変化に対応した製品・サービスの提供に努めます。

ビジネス帳票は長期的に需要の減退が続いておりますが、生産環境の整備、設備の統廃合や生産効率の向上によりコストを抑え、市場内でのシェア拡大を図ります。なお、印刷事業部門の株式会社TLPでは、環境配慮を志向するお客様が環境にやさしい紙製品をお使いいただけるよう、令和4年10月3日付でFSC®森林認証（COC認証）を取得しました（FSC-C182216）。この認証制度は、適切に管理されたFSC認証林およびその他の管理された供給源からの原材料を用いるとともに、適切な管理と印刷加工が求められています。これを維持・管理することによって紙製品にFSC認証マークを付すことができ、お客様の環境配慮への姿勢のアピールを支援することができるようになりました。この認証制度を活かし、お客様の「グローバルな諸課題の解決を目指すために掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）」への対応を支援します。

③ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの印刷事業部門では、データ・プリント・サービス（DPS）およびビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）を主体とした拡販のため次のとおり取り組めます。

- 1) アナログとデジタルを融合した印刷技術で製品・サービスの付加価値を向上させ、顧客のダイレクトコミュニケーションへ貢献します。
- 2) 顧客ニーズへの対応、他社との差別化による提案型の営業展開のため新技術開発へ継続して取り組めます。
- 3) コロナウイルスの感染拡大は顧客のアウトソーシング業務範囲を拡大させました。その受託では高品質かつ、コストの最小化、情報セキュリティリスクの低減などにより顧客の経営効率化に寄与します。
- 4) DPS専門工場の生産環境の一層の整備により、品質改善、品質力の強化と生産力の増強を図ります。
- 5) 品質の向上と安定・維持、また品質障害防止のため、全商品の工程ごとの品質チェック体制を強化します。
- 6) 全社においてデジタルトランスフォーメーション（DX）と自動化に取り組む全部門の生産性と業務品質を向上させます。
- 7) 顧客や取引先等からの信頼獲得、および政府が進めるマイナンバーカードの普及促進に合わせ、マイナンバーの管理については「プライバシーマーク」「ISMS」に基づいた情報セキュリティ体制を一層強化します。

- 8) 「ISO14001」取得の環境配慮型企業として、損紙の削減を図るとともに、生産性の向上と効率化によりエネルギー消費量の削減をさらに進めます。

2【事業等のリスク】

当社および当社グループの事業等に関連するリスクについては、有価証券報告書に記載した「事業の状況」および「経理の状況」等に関連して、投資者の皆さまにご承知いただくべきと思われる主な事項を以下に記載いたします。また、その他のリスク要因についても、投資者の皆さまのご判断上、重要と思われる事項について、積極的な情報開示を行うこととしています。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、リスク発生の事前防止および発生した場合の迅速な対応に努める所存ですが、当社株式に関する投資判断は、本項に加えて本報告書全体の記載も参考にされ、十分に検討した上で行われる必要があると考えています。また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスク要因を全て網羅しているものではありませんので、この点にもご留意ください。

なお、本項において将来にわたる事項は、当連結会計年度末（令和4年9月30日）現在において当社グループが判断したものです。

(1)退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付債務および関連費用の計上は、割引率等数理計算上で設定される前提条件（基礎率）に基づいて行っています。これらの基礎率が変更となった場合は、結果として当社グループの財政状態および経営成績の変動要因となります。当社グループは、この影響を最小限にすべく退職金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行するなどの施策を実施していますが、その影響を完全になくすことはできません。基礎率の変更は、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)固定資産価値の減少について

金融商品取引法に基づいて、平成18年9月期から「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されています。この固定資産の減損会計の適用は、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3)印刷事業部門の原材料調達費の変動について

当社グループの印刷事業部門においては、原材料の調達の大部分について、製紙メーカーから直接原紙を購入し、安定的な原材料の確保と最適な価格の維持に努めています。しかし、原油価格の高騰や国際市場での需給逼迫により、需給バランスが崩れる懸念があります。そのような場合には、当社グループの顧客との間の価格交渉を通じて対応していく所存ですが、原材料調達が極めて困難になった場合や購入価格が著しく上昇した場合は、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4)エネルギー価格の変動について

当社が運営するデータセンターにおいては、多大な電力を使用するため、エネルギー価格の変動によるリスクを負っています。コスト低減のための省エネルギー対策などリスクの軽減を図っておりますが、電力代等のさらなる高騰が経営成績およびキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(5)クラウドサービスの安定稼働について

当社では、会計事務所とその関与先企業、中堅・大企業、地方公共団体などのお客さまが安全かつ安心なICT環境でクラウドサービスを利用し、万一の事態でも業務を維持・継続させることができるよう様々な対策に取り組んでいます。しかし、予期せぬ障害の発生は必ずしもゼロではないため、以下の対策を講じることにより早期検知・復旧、お客さまの業務への影響を極小化することに努めます。

- ①プログラム提供時の検証体制の強化
- ②障害発生時のBCP対策の強化
- ③障害復旧に要する時間の短縮
- ④第三者機関による各種対策の有効性の評価・検証

(6)個人情報等の保護について

当社グループにおいては、業務上、顧客（会計事務所および地方公共団体等）が保有する法人および個人の情報を大量に預託されているほか、さまざまな内部情報を保有しています。

当社では、こうした情報の管理を徹底するため、情報管理に関するポリシーや手続きを常に見直すとともに、役員等に対する教育・研修等を行い、情報管理の重要性の周知徹底およびシステム上の情報セキュリティ対策等を実施しています。また、情報セキュリティマネジメントシステム認証「ISO/IEC27001」、個人情報保護マネジメントシステム「JIS Q 15001」（プライバシーマーク）などの第三者認証を全社で取得するほか、TKCインターネット・サービスセンターでは、ISMSやクラウド環境における個人情報保護認証「ISO/IEC27018」、クラウドサービスセキュリティ認証「ISC/IEC27017」などの第三者認証を受けるなど、さらなる情報保護管理体制の強化を図っています。しかしながら、予期せぬ事態により、これらの情報が流出する可能性は皆無ではなく、そのような事態が生じた場合、当社の社会的信用に影響を与え、その対応のための多額の費用負担やブランド価値の低下が、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7)係争事件等について

現在、当社グループの財政状態および経営成績等に影響を及ぼす可能性のある係争事件等はありませんが、今後そのような係争事件が発生する可能性は皆無ではありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 当社グループの当連結会計年度の経営成績の分析

① 全社業績

会計事務所事業部門では、顧客である税理士および公認会計士（以下、TKC会員）が、中小企業の伴走型の支援者として、関与先企業の会計・税務や資金繰り支援に取り組みよう支援しています。また、クラウド型の会計システムの提供と導入支援を通じて、後述の通り、中小企業の「黒字決算と適正申告」を支援しています。

地方公共団体事業部門では、令和3年10月20日付で厚生労働省から事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る接種券等の印刷及び発送について」が発出されたことを受け、「ワクチン接種券作成業務」「ワクチン接種予約・受付システム」の提供等を迅速に行い、顧客市区町村におけるコロナウイルスのワクチン接種事業を支援しました。また、「行政サービス・デジタル化支援サービス」の提供を通じて、地方公共団体における窓口業務のDXを支援しています。

これらの活動の結果、当期における株式会社TKCとその連結子会社等6社を含む連結グループの経営成績は、売上高が67,838百万円（前期比2.4%増）、営業利益は13,351百万円（同8.4%増）、経常利益は13,677百万円（同7.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,317百万円（同7.3%増）となりました。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

② 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

1) 会計事務所事業部門の営業活動

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営）に基づき、当社の顧客である税理士および公認会計士1万1,500名（令和4年9月末日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

【「黒字決算」と「適正申告」の実現に向けた活動】

TKC全国会が掲げる新たな運動方針とその目標達成に向けた営業活動の実施

a. TKC全国会の新たな運動方針

TKC全国会は、向こう3年間の新たな運動方針として「未来に挑戦するTKC会計人—巡回監査を断行し、企業の黒字決算と適正申告を支援しよう！」を掲げられました。また、その実現に向けて、次の3つの目標を掲げています。

i) 優良な電子帳簿を圧倒的に拡大する

「TKC方式の自計化」の推進

ii) 租税正義の守護者となる

「TKC方式の書面添付」の推進

iii) 黒字化を支援し、優良企業を育成する

「巡回監査」と「経営助言」の推進

TKC全国会は、社会に対して巡回監査の実践とコンプライアンスを遵守しながら、企業の黒字化に貢献すると宣誓されています。当社は、これらの3つの目標達成を支援するためTKC方式の自計化推進を軸とした営業活動を展開します。

b. 優良企業の育成に向けた取り組み

TKCグループでは、中小企業が目指すべき指標として以下の5つの条件を定めました。

- ・ 書面添付の実践
- ・ 中小会計要領への準拠
- ・ 限界利益額の2期連続増加
- ・ 自己資本比率が30%以上
- ・ 税引前当期純利益がプラス

24万社超の決算書データを収録した令和4年版「TKC経営指標（BAST）」では、この条件を充足した企業を「BAST優良企業」と定義しています。TKC会員の指導のもとコンプライアンスを遵守しながら、高付加価値経営に取り組む企業の増加を支援することにより、「TKC会員は地域の優良企業を育成する伴走者である」ことを社会に訴えかけてまいります。

c. 365日変動損益計算書の活用促進

TKCの自計化システム（FXシリーズ）には、経営者の意思決定を支援する「365日変動損益計算書」を搭載しています。「365日変動損益計算書」は、通常の損益計算書と異なり、変動費と固定費を区分して業績を確認できるため、FXシリーズを利用している企業経営者は、限界利益（粗利）を意識して経営に取り組めるようになります。当社では、この「365日変動損益計算書」を経営者にとって手放せないツールにさせていただくための啓蒙活動を展開しています。

令和4年9月には経営者自身が「365日変動損益計算書」を活用し、業績を改善した事例がテレビ番組で放映されました（ドキュメント「戦略経営者」／BS11）。このドキュメンタリーは、弊社のホームページにも掲載し、広く視聴していただけるようにしています。今後もこのような広報活動を積極的に実施してまいります。

d. TKC方式の自計化の推進（「FXシリーズ」の推進）

多くの中小企業は、コロナ禍において実行された実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済に備える必要があります。そのため、当社は「FXシリーズ」に搭載している「経営戦略レベル」の機能（365日変動損益計算書、予算登録、部門別管理、資金繰り実績表、当期決算の先行き管理）の活用を支援しました。また、経営者がこれらの機能を有効に活用するには、適時・正確な会計取引の入力が必要となるため、「日常業務レベル」の機能として、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」の活用や、「戦略給与情報システム（PX2）」との給与仕訳の連携などを支援しています。

なお、クラウド型の財務会計システムである「FXクラウドシリーズ」を利用している企業では、経営者自らが高い頻度でシステムにアクセスし、自社の業績を確認する傾向があることが分かってきました。これは、いつでも・どこでも自社の業績を確認できるクラウドのメリットだと言えます。当社は、「FXクラウドシリーズ」の導入支援を通じて中小企業の「黒字決算と適正申告」の実現を支援します。なお、こうした活動の結果、令和4年9月末日現在でFXシリーズの導入件数は約29万9,000件となりました。

e. 電子帳簿保存法への完全対応支援

令和4年1月1日から施行された改正電子帳簿保存法では、電子帳簿の保存要件が緩和されました。これにより、国税関係帳簿の電磁的記録である「電子帳簿」は、①過去の仕訳データの加除訂正履歴（トレーサビリティ）を残している「優良な電子帳簿」（改正電子帳簿保存法の施行規則第2条および第5条の要件を満たす電子帳簿）と、②帳簿の加除訂正履歴を残さない会計ソフトで作成した「その他の電子帳簿」（改正電子帳簿保存法の施行規則第2条の要件だけを満たす電子帳簿）に区別されることになりました。「その他の電子帳簿」が認められたことは、「帳簿の証拠力」を消滅させる法改正であり、帳簿を改ざんできる会計ソフトの利用を国が認めたこととなります。当社はこの問題に対処するため、「優良な電子帳簿」を作成する「FXシリーズ」の利用促進を全国的に展開しています。また、改正電子帳簿保存法により電子取引データの電子保存の義務化への対応も求められています。令和5年12月までは紙での保存も有恕されていますが、全ての事業者がそれまでに対応を迫られることとなります。「FXシリーズ」は電子取引データを電子保存できる機能を標準搭載しておりその活用を支援しています。

f. 消費税インボイス制度への完全対応支援

令和5年10月1日に消費税インボイス制度が開始されます。消費税の課税事業者は、制度開始までに適格請求書発行事業者の登録申請、適格請求書の発行への対応、適格請求書からの仕訳計上方法の学習等の準備を進める必要があります。

このような対応の支援を会計事務所が関与先企業にスムーズに行えるよう、当社ではオンデマンド研修の整備や説明資料の提供等を進めています。また、関与先企業が「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出して受理された場合に通知される「事業者登録番号」を国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトから検索し、OMSクラウドの関与先基本情報データベース（CDB）に一括登録できる機能を提供開始しました。また、FXシリーズに登録されている「取引先マスター」の取引先名と国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトと照らし合わせて「事業者登録番号」を登録・更新できる機能を搭載しています。これによって、FXシリーズ利用企業は、その取引が適格請求書発行事業者と行ったものかどうかを判定できるようになり、正確な消費税計算を行えるようになります。また、消費税インボイス制度に対応した新しい仕訳入力画面や新たな課税区分などの設計も完了し、これらのレベルアップ内容をTKC会員に案内することにより安心感と信頼感を醸成しています。

なお、令和4年8月19日に当社は、日本におけるPeppol（Pan European Public Procurement Online（以下、ペポル））の管理局（Japan Peppol Authority）であるデジタル庁、およびペポルの管理団体である「Open Peppol」（本部：ベルギー）から、国内初のペポルサービスプロバイダーにいち早く認定されました。TKCの自計化システムは、このインフラを活用し、ペポルに準拠したデジタル・インボイスの発行と受取を標準的に行えるよう機能強化します。

g. 「TKCモニタリング情報サービス」の推進

「TKCモニタリング情報サービス」は、TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。開示のタイミングは、月次試算表の場合は月次決算終了直後、年度決算書および税務申告書の場合は税務署に対して電子申告した直後となります。

また、当社は「TKCモニタリング情報サービス」の推進と同時に、金融機関に対して中小企業の決算書の信頼性は以下の3帳表で確認できることを訴求しました。

i) T K C 会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」

ii) 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性を株式会社 T K C が過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」

iii) 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、「T K C モニタリング情報サービス」は令和4年9月末日現在、全国全ての地方銀行(64行)を含む478金融機関に採用されています。また、全国の信用保証協会(51協会)のうち、74.5%にあたる38協会で当サービスが利用されています。それにより同サービス利用件数は31万件を突破しました。

コロナ禍において中小企業の過剰債務問題が顕在化し始めている中、「T K C モニタリング情報サービス」は、T K C 会員が月次巡回監査によってその適法性、正確性および適時性を確認した月次試算表、年度決算書、税務申告書が金融機関に迅速に提供される点において、中小企業の経営支援に取り組んでいる金融機関と信用保証協会から高く評価されています。当サービスは、中小企業を伴走型で支援する金融機関と T K C 会員の架け橋となることが期待されています。

h. 会員導入 (T K C 全国会への入会促進)

T K C 全国会では、引き続き T K C 会員事務所数を1万超とする運動に取り組んでいます。当社はその達成に向けて、T K C 全国会ニューメンバーズ・サービス委員会などと密接に連携し、W e b セミナーを積極的に開催するなどの活動を展開しました。

この結果として令和4年9月末日現在の T K C 会員事務所数は9,900事務所、会員数は1万1,500名となっています。なお事務所数と会員数に違いがあるのは、1事務所に複数会員が所属する場合があるためです。

[「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動]

a. 「中小会計要領」の普及支援活動

T K C 全国会では、中小企業が準拠すべき会計基準として、平成24年2月に制定された「中小企業会計に関する基本要領」(以下、中小会計要領)を推奨しています。

中小会計要領は、①自社の経営状況の把握に役立つ会計②利害関係者(金融機関等)への情報提供に資する会計③会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計④中小企業に過重な負担を課さない会計——の考えに沿って制定されています。

当社は、その普及・活用に向けた T K C 全国会の運動を支援するため、教材などの整備と他の中小企業支援団体との連携に継続して取り組んでいます。

b. 「記帳適時性証明書」の発行

当社では、T K C 会員が当社の会計システムを利用する際に当社データセンターに自動的に保存される処理履歴データと過去の時系列データを活用し、金融機関などが客観的に T K C 会員事務所の業務水準を判定する資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。このサービスは、T K C 会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものであり、T K C 会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導(月次巡回監査)しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明するものです。令和4年1月から T K C システムで会計処理と税務申告処理を行い、記帳適時性証明書が発行された個人事業者を対象として、青色申告決算書等を「T K C モニタリング情報サービス」を利用して金融機関に提出できるように機能強化しました。今後もさらなる金融機関との連携強化を支援します。

[大企業市場への展開]

当社は、T K C システムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンス向上と合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社を T K C 会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

a. グループ通算制度への対応

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から連結納税制度が見直され、新たにグループ通算制度が適用されました。グループ通算制度を適用する法人は、親法人および各子法人が法人税申告を電子申告にて行うこととされています。

当社は、これまで資本金1億円超の大企業の電子申告義務化への対応を積極的に支援してまいりました。また、当社ではこれまで培ったノウハウを生かし、グループ通算制度に対応する「グループ通算申告システム(e-TAXグループ通算)」を開発し、8月より提供開始しました。グループ通算制度を適用される企業グループが円滑に対応できるように、T K C 全国会中堅・大企業支援研究会(令和4年9月末日現在の会員数は1,545名)と連携し支援しています。それにより、令和4年9月末日現在で約2万1,000社あるといわれる資本金1億円超の企業の約40%において「法人電子申告(ASP1000R)」「連結納税システム(eConsoliTax)」「グループ通算申告システム(e-TAXグループ通算)」をご利用いただいています。

b. 改正電子帳簿保存法、消費税インボイス制度への対応

令和4年1月から施行された改正電子帳簿保存法では、電子帳簿の保存要件が緩和されるとともに電子取引データの電子保存が義務化されました（令和5年12月末まで宥恕措置あり）。

さらに、令和5年10月から消費税インボイス制度が開始されるため、現在、デジタルインボイスの標準仕様の策定とその普及に向けた取り組みが進められています。これらの法改正への対応を支援するため「中堅・大企業のためのインボイス制度対応セミナー」を開催し、約3,600名の申し込みを得ました。

また、改正電子帳簿保存法に対応した「インボイス・マネジャー」を令和4年1月から提供開始し、令和4年9月末日現在、中堅・大企業の350社に導入しています。

c. 海外子会社の業績管理支援

海外に展開している日本企業において、新型コロナウイルスによる渡航制限で在外法人を訪問できないことや、ウクライナ情勢による資源価格の高騰、物流の分断等による業績への変動リスクの増加等の問題が顕在化しています。

当社が提供する「海外ビジネスモニター（OBMonitor）」は、海外子会社の財務データを日本にいながら確認できるクラウドサービスであり、このような課題を抱えている企業での採用が増加しています。現在、OBMonitorは1,200社超に採用され、世界38カ国で活用されています。また、金融機関とビジネスマッチング契約を締結し、海外に展開している取引先企業に業績管理や会計処理のミス・不正の発見・牽制を支援する目的で提案・採用されています。既に全国9金融機関とビジネスマッチング契約を締結しており、今後も提携する金融機関を拡大していく予定です。

d. 大企業市場でのシェア拡大とTKC会員の関与先拡大

このような活動の結果、「TKC連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和4年9月末日現在で約5,000企業グループとなりました。また、日本の上場企業の売上高トップ100社のうち91%の企業が当社のシステムを利用しています。これにより、日本の上場企業における市場シェアは42%となりました。

【法律情報データベースの市場拡大】

a. 「TKCローライブラリー」の利用拡大

当社は、リーガルリサーチにおける「TKCローライブラリー」の利用価値を高めるため、判例等の基本サービスと関連する法律専門誌等の記事の拡充に取り組んでいます。また、これらのコンテンツをセットにしたTKCローライブラリーの「法律事務所向け」「企業法務部門向け」のバックサービスの普及に取り組んでいます。新型コロナウイルスによってオンラインで業務を遂行することが当たり前となった現在、資料室や図書館などを利用したリーガルリサーチに代わり、当バックサービスを利用していただくケースが主流となりつつあります。このような状況において、法令・判例・文献情報に加え、主要法律専門誌の記事をいつでもどこでも利用できるTKCローライブラリーの評価は高まっており、利用者数やコンテンツの追加契約が増加しています。また、令和3年6月にTKCローライブラリーのオプションサービスとして、法律、会計、税務、経営等の専門分野の書籍をPDFで閲覧できるサービス「Legal Book Search」の提供を開始しました。このサービスは、弁護士等が書籍情報を無償で検索し、PDF化された書籍をタブレットやパソコンで閲覧（有償）できる定額制のサービスです。新刊も含め随時追録しており、閲覧可能な書籍は令和4年9月末日現在、990冊を超えました。

当期においては、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへのオンライン提案活動を実施した結果、ユーザー数は57,000IDを超え、令和4年9月末日現在で25,000超の諸機関で利用されています。

b. アカデミック市場における展開

多くの大学・法科大学院は、新型コロナウイルスにより対面とオンラインを組み合わせ合わせたハイブリッド型の授業を実施しています。当社が提供する「TKC教育研究支援システム」「TKCローライブラリー」などのシステムは、いつでもどこでもオンラインで利用でき、他社をしのぐ多種多様なコンテンツを収録すると共に、レポートの提出、オンライン演習、テスト機能等を搭載しています。これらの特長が教員、学生のオンライン授業および学習を支えるものとして再評価されており、大学のオンラインによる学習環境整備に貢献しています。

また、大学の法学部に提供しているオンライン学習ツール（公務員試験、ビジネス実務法務検定、法学検定試験等）は、令和4年9月末日現在で27校が利用しています。現在、多くの資格試験がCBT/IBT方式によるコンピューター利用試験を採用しているため、オンライン試験対策としても有効な当社のオンライン学習ツールの活用を、資格試験の実施団体や受験生に訴求してまいります。

2) 会計事務所事業部門の経営成績の分析

会計事務所事業部門における売上高は46,465百万円（前期比2.3%増）、営業利益は11,286百万円（同6.8%増）となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- a. コンピューター・サービス売上高は、前期比2.8%増となりました。これは中堅企業においてDX（Digital Transformation）への取り組みが加速する中で、販売管理システムや給与計算システムといった業務システムとデータ連携して仕訳を計上できる中堅企業向け「統合型会計情報システム（FX4クラウド）」の導入が進んでいること、会計事務所向けの「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」と自宅や外出先からリモートで業務を遂行できる「OMSモバイル」の採用が増加していることなどによります。
- b. ソフトウェア売上高は、前期比2.9%増となりました。これは、令和4年1月から施行された改正電子帳簿保存法に対応するために、「優良な電子帳簿」の法的要件を満たし、証憑保存機能を標準搭載した「FXクラウドシリーズ」を新規に利用開始する関与先企業が増加したことによります。
- c. コンサルティング・サービス売上高は、前期比2.4%増となりました。これは「FX4クラウド」の販売が堅調に推移し、立ち上げ支援サービスが増加したことによります。
- d. ハードウェア売上高は、前期比7.9%増となりました。本年度の「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」において、ハードウェアの購入費用も補助の対象となったこと、Windows11を搭載したパソコンへの買い換えが進んだことなどによります。
- e. サプライ用品売上高は、前期比1.0%増となりました。デジタル化の進展に伴い紙の会計用品や消耗品の需要は減少しましたが、リモート業務やデジタル化を支援する事務機器の販売ならびに令和5年末に対応が必要となる電子取引・インボイス関連書籍の販売が好調だったことによります。
- f. なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率の高いコンピューター・サービス売上高やソフトウェア売上高が増加した一方で、利益率の低いサプライ用品売上高が前年よりも減少したことなどによります。

③地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

1) 地方公共団体事業部門の営業活動

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

当社は、地方公共団体に対して、「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。これは、「TASKクラウドサービス」と「TASKアウトソーシングサービス」から構成されるクラウドサービスです。この「TASKクラウドサービス」は、住民基本台帳や税務情報などを管理する「基幹系関連サービス」、財務会計（公会計）や給与計算などの「内部情報系関連サービス」、行政手続きのオンライン申請などの「行政サービス・デジタル化支援サービス」で構成しており、令和4年9月末日現在で1,100団体を超える地方公共団体（都道府県、市区町村等）に採用いただいています。

a. 基幹系サービスの開発・提供

当社が提供する「TASKクラウドサービス」は、当社データセンターを運用拠点とした単一バージョンのパッケージシステムでありながら、複数団体による共同利用を前提に設計しています。また、サービス利用料金はサブスクリプション方式を採用しており、この利用料金の範囲内で年1回の定期バージョンアップを実施しています。

「TASKアウトソーシングサービス」は、「基幹系関連サービス」の顧客市区町村を対象として納税通知書や選挙入場券などの大量一括出力処理を支援するサービスです。当期は、新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）に係るシステム対応を迅速に行い、顧客市区町村のワクチン接種事業を積極的に支援しました。こうした点が評価され、「基幹系関連サービス」は令和4年9月末日現在で約170団体に採用されています。

b. 行政サービス（各種手続き）のデジタル化・オンライン化の支援

当社は、自治体DX推進に貢献すべく〈来させない・待たせない・書かせない〉窓口サービスの実現を支援する「行政サービス・デジタル化支援サービス」を提供しています。

当期は、「TASKクラウドスマート申請システム」、「TASKクラウドかんたん窓口システム」、「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」の大幅な機能強化を行いました。

これらのサービスの活用を提案した結果、当期末において「TASKクラウドスマート申請システム」は大阪市、横浜市など政令指定都市を含む約30団体に、「TASKクラウドかんたん窓口システム」は約40団体に、「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は約140団体に採用されています。

c. 地方税税務手続きのデジタル化の支援

地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するeLTAX(地方税ポータルシステム) 審査システムなどの標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各市区町村の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を締結した50社のパートナー企業と共に提案活動を展開しています。その結果、「TASKクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和4年9月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約790団体に採用されています。

当期においては、令和5年4月から開始される地方税の共通納税システムにおける税目拡大に向けたシステム導入支援作業をパートナー企業と共に取り組んでいます。

d. 地方公会計制度に完全準拠した財務会計システムの開発・提供

当社では、総務省が策定した統一的な基準に基づく財務書類作成機能と「日々仕訳方式」に対応した「TASKクラウド公会計システム」およびその関連システムとして「TASKクラウド固定資産管理システム」、「TASKクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

当期においては、＜財政状況の見える化による持続可能な財政運営＞および＜電子決裁や電子請求書連携などによる内部事務のDX推進＞を支援する機能を拡充した次世代版公会計システムの提供も開始しました。

その結果、「TASKクラウド公会計システム」は令和4年9月末日現在で約300団体に採用されています。

e. 次世代製品の研究・開発

令和4年10月7日に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が閣議決定され、地方公共団体は、令和7年度末までに基幹業務システム(20業務)をガバメントクラウド上に構築された標準化基準を満たすアプリケーション(標準仕様準拠システム)に移行することが求められています。

当社では、地方公共団体を取り巻く環境変化に対応するため、令和3年11月1日に自治体DX推進本部を新設し、地方公共団体情報システム標準化に関する最新情報の収集・発信など顧客サポートの強化に努めています。

当期においては、デジタル庁の「ガバメントクラウド先行事業」に当社顧客(埼玉県美里町、川島町)の共同提案が採択され、当社はアプリケーション開発事業者として両町とともに当事業へ取り組みました。また、令和4年9月2日に総務省より発表された、自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(第2.0版)に記載の〈行政サービスのデジタル化〉を支援するため先進団体との実証事業などを通じて、次世代ソリューションの調査・研究、開発にも継続して取り組んでいます。

2) 地方公共団体事業部門の経営成績の分析

地方公共団体事業部門における売上高は18,228百万円(前期比3.0%増)、営業利益は1,922百万円(同12.7%増)となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- a. コンピューター・サービス売上高は、前期比8.3%増となりました。これは前期までに受託した新たな顧客のシステム本稼働に伴いデータセンター利用料が増加したこと、新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)に係る接種券等の印刷業務を受託したこと、衆議院議員選挙に伴う入場券等作成業務を受託したことなどによります。
- b. ソフトウェア売上高は、前期比1.8%減となりました。これは、前期に計上したワクチン接種事業(1、2回目接種)やデジタル手続法改正に伴うシステム改修など、制度改正による一時的な売上高が前期に比べて減少したことによります。一方で、当社は団体規模に応じた定額のサブスクリプション方式の料金を採用しているため、ソフトウェアの利用料は、顧客数の拡大に伴って順調に推移しています。
- c. コンサルティング・サービス売上高は、前期比36.2%減となりました。これは、前期に計上した自治体中間サーバ・プラットフォームの次期システムへの移行料が当期は発生しないことなどによります。
- d. ハードウェア売上高は、前期比14.3%増となりました。これは基幹系システム機器更改に伴うハードウェア機器の導入や新庁舎への移転に伴うネットワーク機器導入、ハードウェア機器移設作業の集中などによります。
- e. なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、新たな顧客のシステム本稼働によりコンピューター・サービス売上高が増加したことなどによります。

④印刷事業部門の営業活動と経営成績

1) 印刷事業部門の営業活動

当社グループの印刷事業部門は、データ・プリント・サービス(以下、DPS)事業、ビジネスフォーム印刷事業および商業美術印刷事業を基軸に事業を展開しています。

DPS分野では、市区町村から衆議院議員選挙および参議院議員選挙の入場券、ワクチン接種事業におけるワクチン接種券、住民税非課税世帯給付金通知、各税帳票業務を受注したことに加え、民間企業において需要が回復傾向にあるダイレクトメール・通知業務を受注したことにより、売上高は前年に比べて増加しました。また、新規設備導入により民間企業向けダイレクトメール製造の内製化を進めたことにより、生産性と利益率の改善を実現しています。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展により、ビジネス帳票・伝票類の使用量が減少傾向にあることから、売上高は前年に比べて減少しました。

商業美術印刷分野（カタログ、書籍等）では、改正電子帳簿保存法の制度改正、消費税インボイス制度への対応、令和4年度税制改正を解説する書籍等の印刷業務を受注したことにより、売上高は前年に比べて増加しました。

なお、印刷事業部門の株式会社TLPでは、環境配慮を志向するお客さまが環境にやさしい紙製品をお使いいただけるよう、令和4年10月3日付でFSC®森林認証（COC認証）を取得しました（FSC-C182216）。この認証制度では、適切に管理されたFSC認証林およびその他の管理された供給源からの原材料を用いるとともに、適切な管理と印刷加工が求められています。これに対応することによって紙製品にFSC認証マークを付すことができ、お客さまの環境配慮への取り組みを支援することができるようになりました。

2) 印刷事業部門の経営成績の分析

印刷事業部門における売上高は3,145百万円（前期比1.3%増）、営業利益は144百万円（前期に対して105百万円増）となりました。売上高の内訳は以下のとおりです。

- a. データ・プリント・サービス（DPS）関連商品の売上高は、前期比3.6%増となりました。これは、昨年10月の衆議院議員選挙および本年7月の参議院議員選挙入場券、市区町村におけるワクチン接種券、住民税非課税世帯給付金通知、「令和3年分確定申告のお知らせ」はがきの印刷業務などを受注したことに加え、コロナ禍により減少していた民間企業のダイレクトメール・通知業務の需要が徐々に回復傾向にあることなどによります。
- b. ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比1.4%減となりました。これは、顧客企業におけるペーパーレス化の進展により各種伝票類をはじめとして、ビジネスフォームの需要が減少していることによります。
- c. 商業美術印刷（カタログ、書籍等）関連の売上高は、前期比9.9%増となりました。これは、電子帳簿保存法の改正、消費税インボイス対応、令和4年度税制改正を解説する書籍等の印刷業務を数多く受注したことによります。
- d. なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率が高いDPS関連商品の売上高の増加と、新規設備導入により民間企業向けダイレクトメール製造の内製化を進めたことによります。

⑤全社に関わる重要な事項

1) 「サステナビリティ方針」の開示

東京証券取引所の市場再編に伴うプライム市場への上場や、改訂コーポレートガバナンス・コードへの対応の一環として、「サステナビリティ方針」を策定すると共に、当社がこれまで取り組んできたESG活動実績をWebサイト（<https://www.tkc.jp/sustainability/>）に公開しました。

2) コロナウイルスの感染防止と新しい働き方への対応

コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない中、当社は顧客へのサービス提供を継続するため、引き続き以下の感染防止と新しい働き方への対応に取り組んでいます。

- a. クラウドサービス、帳票印刷サービスやヘルプデスクサービスを継続して提供できるよう、事業継続のための体制強化（重要事業所への社外関係者の立ち入り禁止、データセンターを遠隔拠点からリモート操作するためのインフラ整備）を継続しています。
- b. 在宅勤務制度、時差通勤制度を実施しています。また、顧客サポートや商談についてもWeb会議システムを積極的に活用しています。

3) デジタル庁よりペポルサービスプロバイダーに認定

令和4年8月19日に当社は、日本におけるPeppol (Pan European Public Procurement Online、以下、ペポル)の管理局(Japan Peppol Authority)であるデジタル庁、およびペポルの管理団体である「Open Peppol」（本部：ベルギー）から、ペポルサービスプロバイダーに認定されました。

4) システムに搭載する機能において特許を取得

以下の2つの特許を取得しました。

- a. 「FXクラウドシリーズ」に搭載する巡回監査機能（令和4年1月20日取得／特許第7012895号）
- b. 「海外ビジネスモニター（OBMonitor）」の内部監査支援機能（令和4年4月1日取得／特許第7052135号）

5) TKCカスタマーサポートサービス株式会社（TCSS）がHDI「三つ星」を獲得

コールセンターサービス専門子会社のTKCカスタマーサポートサービス株式会社（TCSS：当社100%出資）は、令和4年2月16日にパッケージソフトウェア業界では他社に先駆けて、HDI-Japanによる格付けベンチマーク「クオリティ格付け」において、最高評価の「三つ星」を獲得しました。

⑥当社グループの当連結会計年度の財政状態の分析

1) 資産の部について

当連結会計年度末における資産合計は、109,225百万円となり、前連結会計年度末103,406百万円と比較して5,819百万円増加しました。

a. 流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、40,715百万円となり、前連結会計年度末36,107百万円と比較して4,607百万円増加しました。

その主な理由は、現金及び預金が3,493百万円、売掛金が962百万円増加したことによります。

b. 固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、68,510百万円となり、前連結会計年度末67,298百万円と比較して、1,211百万円増加しました。

その主な理由は、投資有価証券が957百万円減少したものの、長期預金が1,100百万円、ソフトウェア仮勘定が642百万円、ソフトウェアが418百万円増加したことによります。

2) 負債の部について

当連結会計年度末における負債合計は、21,899百万円となり、前連結会計年度末19,990百万円と比較して1,909百万円増加しました。

a. 流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、17,679百万円となり、前連結会計年度末14,721百万円と比較して、2,958百万円増加しました。

その主な理由は、未払法人税等が956百万円、賞与引当金が880百万円、買掛金が571百万円、未払金が400百万円増加したことによります。

b. 固定負債

当連結会計年度末における固定負債は、4,219百万円となり、前連結会計年度末5,268百万円と比較して、1,048百万円減少しました。

その主な理由は、退職給付に係る負債が747百万円、リース債務が212百万円減少したことによります。

3) 純資産の部について

当連結会計年度末における純資産合計は、87,325百万円となり、前連結会計年度末83,416百万円と比較して3,909百万円増加しました。

その主な理由は、自己株式が1,007百万円増加したことにより純資産が減少したものの、利益剰余金が5,331百万円増加したことによります。

なお、当連結会計年度末における自己資本比率は、80.0%となり、前連結会計年度末80.7%と比較して0.7ポイント減少しました。

⑦当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金および現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ3,493百万円増加し、26,620百万円になりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの概況とその主な理由は次のとおりです。

1) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、13,050百万円増加（前連結会計年度比2,500百万円収入増）しました。

これは、税金等調整前当期純利益13,650百万円、減価償却費3,050百万円の計上、法人税等の支払い4,063百万円などによるものです。

2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、4,342百万円減少（前連結会計年度比2,858百万円支出減）しました。これは、定期預金の預入4,400百万円の支出、定期預金の払戻3,300百万円の収入、および無形固定資産の取得2,573百万円の支出などによるものです。

3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、5,214百万円減少（前連結会計年度比1,523百万円支出増）しました。これは、自己株式の取得による支出1,035百万円、令和3年9月期末配当（1株あたり配当39.5円）ならびに令和4年9月期中間配当3,979百万円（1株あたり配当36円）の支出などによるものです。

なお、当企業グループのキャッシュ・フロー指標のトレンドは、下記のとおりです。

	令和元年9月期	令和2年9月期	令和3年9月期	令和4年9月期
自己資本比率 (%)	73.8	78.9	80.7	80.0
時価ベースの自己資本比率 (%)	126.8	183.2	179.2	164.6
債務償還年数 (年)	0.1	0.1	0.1	0.1
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	4,566.9	6,492.7	27,055.7	8,627.1

自己資本比率 : 自己資本 ÷ 総資産 × 100
時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額 ÷ 総資産 × 100
債務償還年数 : 有利子負債 ÷ 営業キャッシュ・フロー
インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー ÷ 利払い

(注) 1. 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

(2) 生産、受注及び販売の実績

①生産実績

特に記載すべき事項はありません。

②受注実績

特に記載すべき事項はありません。

③販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
会計事務所事業	46,465	102.3
地方公共団体事業	18,228	103.0
印刷事業	3,145	101.3
合計	67,838	102.4

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積り及び仮定を用いている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積り等については、継続して評価し、事象の変化等により必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なる場合があります。

当社グループの重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、使用される当社の見積り等が、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えられるものは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

②当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因

「2 事業等のリスク」をご参照ください。

③当社グループのキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、経営体質の強化を図りながら持続的に企業価値を向上するにあたり、事業活動に必要な資金は、自己資金を中心とすることを基本方針としております。この方針のもと事業活動の維持に必要な手元資金を保有し、十分な流動性を確保していると考えております。

また、情報通信技術 (ICT) が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で当社のお客さまのビジネスを成功に導きながら、市場環境の変化に迅速に対応し競争優位を実現するために、先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施しております。

④当社グループの経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提の下に、毎事業年度の配当原資を当該期間利益に求めることを原則としています。この考え方にに基づき、重要な経営指標として以下のものを設定するとともに管理しています。

1) 連結数値に基づく経営指標

a. 対前年度売上高比率：3%以上

b. 自己資本利益率：8%以上

2) 個別数値に基づく経営指標

a. 自己資本比率：80%超

b. 売上高経常利益率：8%以上

c. 総合限界利益率：60%以上

※限界利益とは、売上高から売上高に比例して変動する費用（変動費）を控除した金額であり、製品ミックスにより変動します。総合限界利益率とは、この限界利益の額が売上高に占める割合を言います。

このような状況のなか、当期の連結対前年度売上高比率は2.4%（前期比4.7ポイント増）、連結自己資本利益率は10.9%（前期比0.1ポイント増）となりました。

また、個別自己資本比率は83.3%（前期比1.2ポイント減）、個別売上高経常利益率は20.9%（前期比1.3ポイント増）、個別総合限界利益率は78.9%（前期比0.1ポイント減）となりました。

引き続き高い水準を維持するために、収益構造および資本効率の改善に取り組んで参ります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループの研究開発費はありません。

なお、当連結会計年度において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、ソフトウェアの開発分野と情報処理サービス分野において継続的に設備投資を行っております。

当連結会計年度においては、4,662百万円の設備投資（無形固定資産及び調整額等を含む）を実施しました。

(1) 会計事務所事業

当社システムのクラウド環境を強化するためのクラウド共通基盤増強費用及び販売用ソフトウェアの制作など2,816百万円の設備投資を行いました。

(2) 地方公共団体事業

クラウドシステムによるサービス提供用ソフトウェアの制作など1,504百万円の設備投資を行いました。

(3) 印刷事業

インクジェットプリンタ(リース資産)の導入など342百万円の設備投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

令和4年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、 器具及び 備品	その他	合計	
TKC 栃木本社 TKC システム開発研究所 TKC インターネット・サー ビスセンター TKC 栃木統合情報センター (栃木県宇都宮市他) ※1, ※2	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	開発設備 情報通信サー ビス設備 情報処理設備	5,137	13	2,694 (29,365.21)	1,362	4,586	13,794	1,328
TKC 東京本社 TKC システム開発研究所東 京分室 (東京都新宿区)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	事務所設備	93	—	—	51	—	144	414
TKC 東京統合情報センター (東京都練馬区)	会計事務所 事業	情報処理設備	201	—	2,224 (1,447.44)	33	—	2,459	22
TKC 中部統合情報センター (愛知県春日井市)	会計事務所 事業	情報処理設備	63	—	196 (3,017.47)	20	0	281	18
TKC 関西統合情報センター (大阪府茨木市)	会計事務所 事業	情報処理設備	443	—	286 (1,808.03)	21	0	752	40
TKC 中四国統合情報センタ ー TKC 中四国統括センター (岡山県岡山市北区)	会計事務所 事業	情報処理設備 事務所設備	11	—	—	20	—	32	10
TKC 九州統合情報センター (福岡県古賀市)	会計事務所 事業	情報処理設備	142	—	203 (2,341.48)	17	0	364	11
TKC 北海道統合情報センタ ー TKC 北海道SCGサービス センター (北海道札幌市中央区)	会計事務所 事業	情報処理設備 事務所設備	34	—	—	22	0	57	33
TKC 東北統合情報センター TKC 東北SCGサービスセ ンター (宮城県仙台市青葉区)	会計事務所 事業	情報処理設備 事務所設備	4	—	—	27	0	32	20

令和4年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、 器具及び 備品	その他		合計
TKC 沖縄統合情報センター TKC 沖縄SCGサービスセンター (沖縄県那覇市)	会計事務所 事業	情報処理設備 事業所設備	3	—	—	4	0	7	9
TKC 茨城SCGサービスセンター TKC 茨城営業課 (茨城県つくば市)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	事業所設備	19	—	147 (1,120.00)	1	0	169	23
TKC 山口SCGサービスセンター (山口県山口市)	会計事務所 事業	事業所設備	19	—	197 (814.00)	2	0	218	7
寮・社宅 (栃木県宇都宮市)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	福利厚生設備	208	—	391 (5,326.69)	10	—	610	—

(2) 国内子会社

令和4年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、 器具及び 備品	その他		合計
㈱TLP	羽生工場 (埼玉県 羽生市)	印刷事業	印刷設備	53	289	145 (7,275.17)	6	22	517	77
㈱TLP	DPS ソリューションセンター (埼玉県 羽生市)	印刷事業	印刷設備	915	140	132 (9,768.00)	33	287	1,509	59

(注) 1. 上記以外の連結会社の設備の状況については、設備が小規模のため記載を省略しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産、ソフトウェア(仮勘定含む)であります。

3. ※1には、一部福利厚生施設が含まれております。

※2には、貸与中の建物1,260百万円、工具、器具及び備品40百万円を含んでおり、子会社であるTKCカスタマーサポートサービス(株)に貸与されております。

4. 上記以外の主要な賃借をしている設備は、次のとおりであります。

(提出会社)

事務所の年間賃借料

734百万円

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画しております。

設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、提出会社を中心となってグループ全体の調整を図っています。

なお、当連結会計年度末(令和4年9月30日)現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、経常的な設備更新及びそれに伴う除売却を除きありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和4年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和4年12月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,462,066	53,462,066	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数100株
計	53,462,066	53,462,066	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
令和3年4月1日 (注)	26,731,033	53,462,066	—	5,700	—	5,409

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

令和4年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	24	22	143	144	2	8,174	8,509	—
所有株式数 (単元)	—	176,123	2,365	129,597	82,717	4	143,049	533,855	76,566
所有株式数の 割合(%)	—	33.0	0.4	24.3	15.5	0.0	26.8	100.0	—

- (注) 1. 自己株式829,472株は「個人その他」に8,294単元及び「単元未満株式の状況」に72株含めて記載しております。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ13単元及び74株含まれております。
3. 「金融機関」の欄には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式2,060単元が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

令和4年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
公益財団法人飯塚毅育英会	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	75,170	14.3
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	51,380	9.8
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	50,106	9.5
公益財団法人租税資料館	東京都中野区南台3丁目45番13号	30,930	5.9
T K C社員持株会	東京都新宿区揚場町2番1号	29,181	5.5
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	25,936	4.9
飯塚真玄	栃木県宇都宮市	14,626	2.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	13,582	2.6
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	13,328	2.5
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	11,966	2.3
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	11,966	2.3
計	—	328,175	62.3

- (注) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の計算にあたり控除する自己株式には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式206,000株は含めておりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和4年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 829,400	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 52,556,100	525,561	—
単元未満株式	普通株式 76,566	—	—
発行済株式総数	53,462,066	—	—
総株主の議決権	—	525,561	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株 (議決権の数13個) 及び役員報酬B I P信託が所有する株式206,000株 (議決権の数2,060個) を含めております。

② 【自己株式等】

令和4年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	829,400	—	829,400	1.55
計	—	829,400	—	829,400	1.55

(注) 上記のほか、役員報酬B I P信託が所有する当社株式206,000株を連結財務諸表上、自己株式として計上しております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、当社の取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。）、執行役員（国外居住者を除く。）及び監査役（社外監査役及び国外居住者を除く。）（以下「取締役等」という。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度の導入を、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において決議しております。

本制度は、令和元年9月30日で終了する事業年度から令和3年9月30日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」という。）を信託の期間としておりましたが、令和4年2月28日をもって信託の期間が満了するため、令和4年2月10日開催の取締役会において、信託期間を3年間延長し、本制度を継続することを決定しております。

①本制度の内容

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用します。本制度は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、取締役等に対して当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付及び給付（以下「交付等」という。）する制度であります。

②対象者に交付等を行う予定の株式の総数

- 1) 当初対象期間を対象に合計1,549百万円を上限として本信託へ抛出いたします。なお、当初対象期間においては株式報酬型ストックオプションからの移行措置分として合計977百万円を上限とする金額を含んでおります。
- 2) 令和4年2月10日開催の取締役会において、信託期間を3年間延長し本制度を継続することを決定しましたが、当社が抛出する金員の上限は、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において決議されたとおり、取締役及び執行役員500百万円、監査役72百万円としております。また、今回の本制度の継続における追加抛出は実施しておりません。

信託契約の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成31年2月26日
信託の期間	平成31年2月26日～令和4年2月28日 （令和4年2月14日の信託契約変更により令和7年2月28日まで延長）
制度開始日	平成31年3月1日
議決権行使	行使しないものとします
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の上限金額	取締役及び執行役員500百万円（信託報酬及び信託費用を含む。） 監査役 72百万円（同上）
株式の取得方法	株式市場または当社（自己株式処分）より取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

③本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者

取締役等のうち受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(令和3年11月9日)での決議状況 (取得期間 令和3年11月10日)	300,000	1,033,500,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	300,000	1,033,500,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	463	1,548,350
当期間における取得自己株式	179	660,435

(注) 当期間における取得自己株式数には、令和4年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	126	268,023	—	—
保有自己株式数	829,472	—	829,651	—

(注) 1. 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、令和4年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による譲渡、単元未満株式の買取りによる株式及び売渡請求による売渡株式は含まれておりません。

2. 保有自己株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式206,000株は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

さらに、取締役会決議により、毎年3月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社の配当政策は、株主の皆さまのご期待に応えるため、取締役会が決定した中期経営計画に基づき、每期適正な利益を持続的に確保しながら、同業者平均を超える配当を実現することを基本方針としております。また、情報通信技術（ICT）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客さまのビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主の皆さまに対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭におきながら、財政状態、経営成績および配当性向等を総合的に勘案して決定しています。

(1) 中間配当については、36円配当の取締役会決議を経て実施しています。

(2) 期末配当については、令和4年11月9日に公表のとおり、普通配当36円、特別配当6円といたしました。

(3) 当事業年度の1株当たり配当額は、1株当たり中間配当額36円と、1株当たり期末配当額42円を合算した78円となります。

この結果、年間配当性向は45.1%となりました。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
令和4年5月10日 取締役会	1,894	36.00
令和4年12月16日 定時株主総会	2,210	42.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの中核をなす株式会社TKCは、昭和41年10月22日、会社定款第2条に次の二つの事業目的を掲げて設立されました。

1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

会社の事業目的は、そのあと業容の拡大に伴い追加されましたが、顧客を「会計事務所」と「地方公共団体」の2つに絞り、これらの顧客の事業を成功に導くためにICT（情報通信技術）の分野で専門特化するという経営方針は変えておらず、その結果として当社グループは、わが国の情報産業界において独自の地位を占めるに至っております。

また、これをコンプライアンスの視点から見れば、当社グループ（印刷事業部門を除く）の顧客は、会計事務所事業部門においては税理士、公認会計士、税理士法人および監査法人であり、また、地方公共団体事業部門においては、県、市町村およびこれらに所属する公益法人等となっています。これらの顧客は、職業法（税理士法または公認会計士法）或いは行政法（地方自治法および地方公務員法等）により、その業務遂行において、他の職種よりも一層厳しいコンプライアンスが求められております。

そのため当社グループが設計・製造・販売するすべてのソフトウェア製品とサービスについては、顧客の業務に関連する法令への完全準拠性の確保を最優先事項としており、併せてそのような立場にある顧客から信頼を得るためにも、単体及びグループ経営におけるコンプライアンスを徹底することに鋭意努力しております。

そのような当社グループにおいて、コーポレート・ガバナンスとは、

1. 法令、定款および株主総会の決議を遵守し、会社の事業目的を達成するために、
2. 戦略的な中期経営計画の策定とより優れた人材の育成を基盤として、顧客の事業を成功に導くソフトウェア製品とサービスを開発・提供することにより、
3. 顧客から感謝と信頼、さらに願わくば尊敬までを戴けるように全力を尽くし、
4. その結果として立派な経営成績と財政状態を確保し、その成果を当社グループの本来の所有者である株主の皆様還元することである。

と理解しております。

なお、このようなコーポレート・ガバナンスの過程を通して、意思決定と事業プロセスの透明性を高め、リスク管理の徹底、さらにはタイムリーな情報開示と説明責任の遂行により、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

II 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1. 企業統治体制の概要

(1) 取締役会

代表取締役社長が取締役会の議長となり、他の取締役が出席して毎月1回必ず取締役会を開催し、情報を共有しながら迅速な意思決定に努めております。

現在、取締役は9名選任されており、社外取締役の3名を除き、各取締役は経営における執行担当として担当部門をもち、審議に参加し、意見を具申しております。また、平成18年12月22日より執行役員制度を導入しております。

なお、取締役会の構成員の氏名は(2) 役員の状況-1. 役員一覧に記載する取締役9名であります。

(2) 監査役会

取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適性性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。

なお、監査役会の構成員の氏名は(2) 役員の状況-1. 役員一覧に記載する監査役4名であり、監査役会の議長は監査役(常勤)であります。

(3) 指名・報酬諮問委員会

当社は、令和元年9月10日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、「指名・報酬諮問委員会」を設置することを決議いたしました。

本委員会は、委員長及び委員の過半数を独立社外役員および社外有識者で構成しており、取締役会の諮問機関として、以下の事項を意思決定するにあたり、独立社外取締役等の関与・助言を得る機会を確保し、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することによって、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的に設置しております。

①取締役及び役付執行役員候補を指名するに当たっての方針と手続

②取締役及び役付執行役員の選解任

③取締役及び役付執行役員の報酬等を決定するに当たっての方針

④取締役及び役付執行役員の個人別の報酬等の決定に関する方針

⑤取締役及び役付執行役員の個人別の報酬等

⑥子会社の代表取締役及び監査役の選解任及び個人別の報酬等

⑦その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

なお、指名・報酬諮問委員会の構成員の氏名は以下のとおりです。

< 構成員一覧 >

委員長	飯島 純子	(社外取締役)
委員	朝長 英樹	(社外監査役)
委員	田口 操	(社外有識者)
委員	押田 吉真	(社外有識者)
委員	飯塚 真玄	(社内有識者)
委員	飯塚 真規	(社内取締役)
委員	飛鷹 聡	(社内取締役)

2. 現状の企業統治体制を採用する理由

当社では、監査役制度を採用すると共に、社外取締役を選任しております。取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から、社外取締役を選任し就任いただいております。これにより、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等が確保されております。

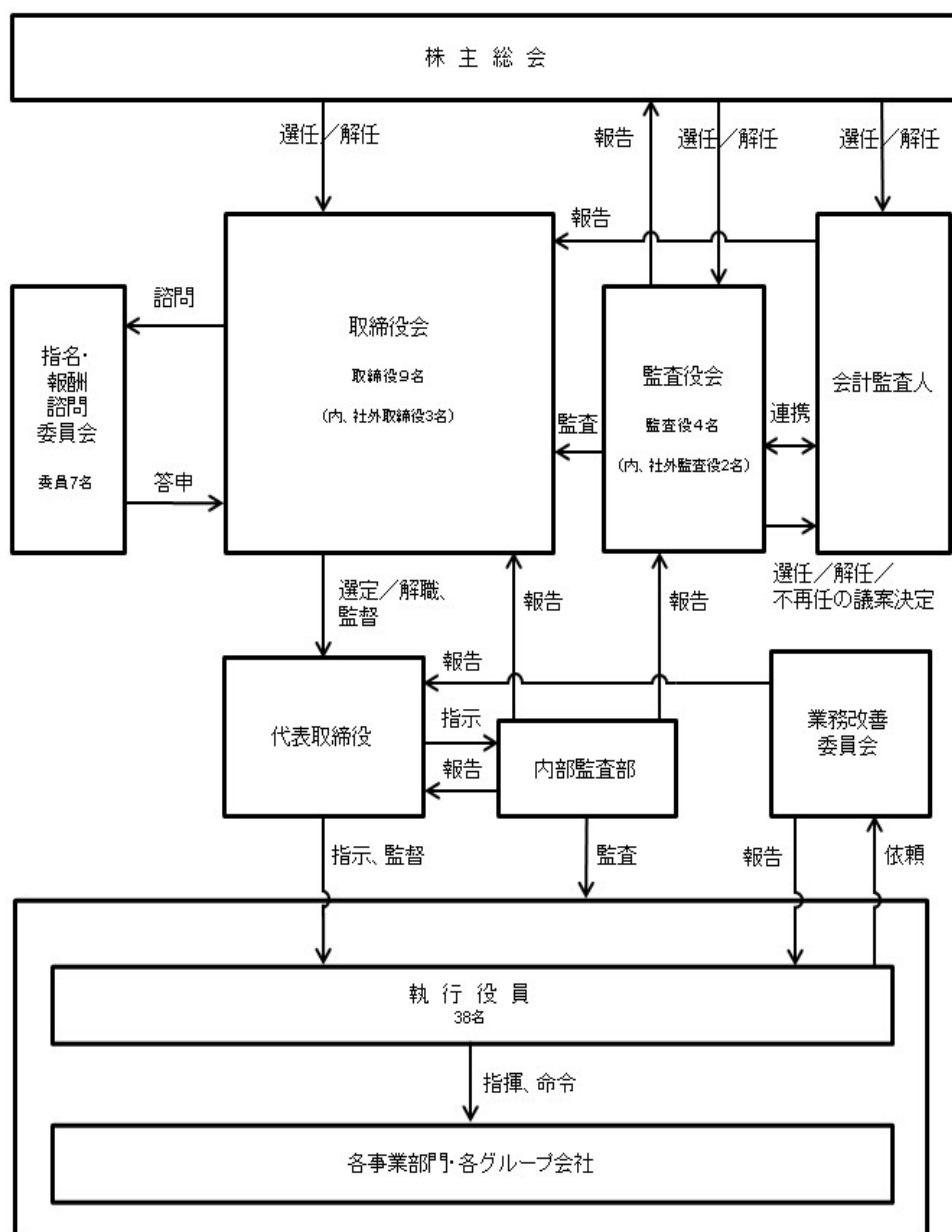
また、社外監査役について、主にコンプライアンス（遵法義務）及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。

さらには、社外取締役3名及び社外監査役2名の合計5名は、独立役員の要件も充足しており、東京証券取引所に届け出ております。

以上のとおり、経営の監督機能の客観性・中立性が確保されております。

従いまして、現体制において、経営の監督機能は十分に果たされており、当社が目指す効率性と透明性の高い経営体制を構築することができるものと考えております。

当社の業務執行、経営の監視の仕組みに関する模式図は以下のとおりです。



3. 企業統治に関するその他の事項

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、会社法第362条第5項に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は、次のとおりです。

[1] 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の構築に関する基本方針（会社法第362条第4項第6号前段関連）

1. 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議（以下、「法令等」という。）を順守すると共に、当社の定款第2条に定める事業目的が「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」及び「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」にあることを常に念頭に置き、その実現のために職務を執行しなければならない。
2. 取締役は、取締役会が定めた「取締役の職務権限と職務分掌に関する規定」に基づいて職務を執行すると共に、他の取締役と協力して会社業績の向上に努めなければならない。
3. 取締役は、自分の意思決定（部下からの提案に対する承認を含む。）が法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく法務担当取締役に相談し、その判断に従って違法行為の発生を事前に回避しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、法務担当取締役は遅滞なく代表取締役社長（以下、「社長」という。）及び常勤監査役並びに社外の顧問弁護士に報告し、その指導を受けると共に、その顛末を取締役会に報告しなければならない。
4. 取締役は、他の取締役又は従業員の行為又は企画の内容が法令等に違反する虞があると判断した場合は、経営の共同責任者として、遅滞なく本人に対して警告を発しなければならない。
なお、それが重要な案件である場合は、取締役は、遅滞なく社長に報告し、その指導を受けなければならない。
5. 取締役は、取締役会に出席する前に、次回の取締役会において審議、報告及び協議（以下、「審議等」という。）を予定する案件を確認し、会社法が定める取締役会の職務（第362条）及び取締役の権限（第363条）に関する規定、並びに当社の「取締役会規定」が定める審議事項の範囲から見て、案件に漏れがないことを確認しなければならない。なお、そのほかに審議等を行うべき案件がある場合は、遅滞なく取締役会担当取締役に申し出なければならない。
6. 取締役は、取締役会に出席し、審議等を行うすべての案件について、自らの良心と責任において自由に意見を述べ、かつ議決権を行使しなければならない。また、担当職務の執行状況の報告に際しては真実を述べると共に、予想される戦略リスク又はオペレーション・リスクについて率直に問題提起し、取締役会において事前にその対応策を検討する機会と時間を与えなければならない。
7. 取締役会における審議等の過程は、「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づき、すべて録音するものとし、録音結果は、説明に使用された資料及び取締役会議事録と共に、会社法第371条に規定する電磁的記録を用いて保存しなければならない。
8. 取締役は、株主総会に出席し、株主から自らの職務執行に関する質問を受け、かつ議長から回答の指示があった場合は、進んで誠実に回答しなければならない。
9. 取締役会の議長は、取締役会における審議において、出席監査役に対して、その決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を求めなければならない。また、監査役は取締役会の議事を聴取する過程で、法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく議長に対して警告を発しなければならない。
10. 取締役は、会社の最高幹部として、『TKC企業行動憲章2006』の理念の下に、会社の社会的責任を深く自覚すると共に、不断に人格及び識見の向上に努め、法令等及び社内諸規定をよく守り、慢心と公私混同を排除すると共に、事業目的の達成のために洞察力を発揮し、率先垂範することにより、その命に服する従業員から見て最も信頼に足るべき人物たるべく努力する義務を負う。
11. 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底すると共に、係る情報をTKCグループ内で共有し、対応に関する体制を整備する。また、警察等の外部専門機関、法律顧問弁護士との間で緊密な連携を取る。

[2] 会社の業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針

(会社法第362条第4項第6号後段関連)

1. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

(会社法施行規則第100条第1項第1号関連)

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報（以下、「取締役職務情報」という。）のうち、株主総会の議事に係る情報については、「株主総会の議事に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- (2) 取締役職務情報のうち、取締役会での審議等に係る情報については、前記（[1] 7）のとおり「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- (3) 取締役職務情報のうち、官公署に提出した情報及び官公署から受領した情報、並びに法務に関連して社外に発信した情報及び社外から受領した情報は「法務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- (4) 前3項以外の取締役職務情報は、次の3つに区分し、「取締役の日常業務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
 - ① 取締役が主催する会議（株主総会及び取締役会を除く。）のうち、当社の業績に重要な影響を与えることが予想される案件を審議した会議、又は特定の顧客、取引先、従業員の利害に直接関連する案件を審議した会議の議事録及び関連資料。
 - ② 取締役が「稟議規定」に基づき決裁した承認申請書及び関連資料。
 - ③ その他取締役の職務の執行に関する重要な情報。
- (5) 前4項に係る取締役職務情報についてはデータベース化し、各情報の存否及びその内容を直ちに検索できる体制を構築するものとする。なお、必要に応じてデータベースの運用状況の検証及び規定等の見直しを行い、取締役会に報告する。

2. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号関連)

2-1. 戦略リスクの管理に関する規定

- (1) 戦略リスクは、事業機会に関連するリスクであり、経営上の戦略的意思決定に伴う不確実性に起因するものである。当社においては、その現状に鑑み、当分の間、戦略リスクを管理する目的を「事業機会の喪失を回避する」こと、並びに株主総会に提案する「取締役の人事」に関するものに限定するものとする。
- (2) すべての取締役は、事業機会の喪失を回避するために、積極的な情報収集活動と飽くなき探求心をもって、顧客のビジネスの成功に貢献する事業機会を他に先駆けて捉え、その事業機会から最大の成果を引き出すために、優れた直観力を発揮し、タイムリーかつ全体最適基本計画を立案して、その実行を社長に提案しなければならない。
- (3) 社長は、取締役（従業員を含む。）から前項の提案を受けた時は、その内容を以下の観点から評価し、実行すべしと判断した時は、その旨を取締役に報告し、取締役会において担当取締役（従業員を含む。）からその実行計画を公表せしめなければならない。
 - ① 当社の経営理念への準拠性
 - ② コンプライアンス
 - ③ 期待される顧客のビジネスへの貢献度
 - ④ 予想される顧客からの評価
 - ⑤ 技術的な実行可能性
 - ⑥ 必要となる資金とコスト
 - ⑦ その他、業務提携先との信義則等
- (4) 株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、「指名・報酬諮問委員会規定」に基づくものとする。

独立社外役員等を委員長とする指名・報酬諮問委員会において、取締役の選解任基準に基づいて審議決定し、これを取締役に答申するものとする。

取締役会は、指名・報酬諮問委員会から答申された内容について、審議・決定するものとする。

2-2. オペレーション・リスクの管理に関する規定

2-2-1. 全部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

- (1) オペレーション・リスクは、事業活動の遂行に関連するリスクであり、適正かつ効率的な業務の遂行の不確実性に起因するものである。また、そのリスクの種類は次の2つに分けて管理するものとする。
 - ① 全部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「部門共通リスク」という。）
 - ② 特定部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「特定部門リスク」という。）

なお、本項においては部門共通リスクの管理について規定する。

- (2) 取締役会においてリスク管理担当取締役を選任し、その責任の下に、当社の全従業員を対象として、以下の部門共通リスクの洗い出しを行うものとする。
 - ①緊急度の高いもの。
 - ②コンプライアンスに関するもの。
 - ③当社の守秘義務に関するもの。
 - ④資産の保全と会計に関するもの。
 - ⑤業務の遂行に係る諸規定及びマニュアル等の整備に関するもの。
 - ⑥職場環境と労務管理に関するもの。
 - ⑦その他必要と認めるもの。
- (3) 担当取締役は、前項の調査に基づき、いずれかの部門共通リスクについて、完全に排除できる対策があると判断したときは、遅滞なく社長に報告し、善後策を協議するものとする。
- (4) 担当取締役は、未解決のリスクについて分類整理し、これらに対応するための基本方針をまとめ、これを「オペレーション・リスクの発生防止に関する規定」（以下、本項において「規定」という。）として取締役会に提出し、その承認を受けるものとする。承認された規定は、社長方針書として全従業員に示達し、その周知徹底を図るものとする。
- (5) 担当取締役は、重要なリスクが顕在化したときは、直ちに規定に基づき、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。
- (6) 担当取締役は、前項の措置を完了してから1か月以内に、そのリスクの真因を確かめ、再発防止策を策定し、2か月以内に取締役会に報告し、規定の改訂を実施するものとする。
- (7) すべての部門長は、規定に基づき、毎日或いは定期的に、担当部門における規定の順守状況を確認し、担当取締役に報告するものとする。
- (8) 担当取締役は、これまでに認識されなかった重要な部門共通リスクを発見した者及び顕在化したリスクに関して有効な再発防止策を提案した者に対しては、特別表彰金の支給を社長に申請するものとする。

2-2-2. 特定部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

- (1) 特定部門リスクは、特定部門に固有なオペレーション・リスクを管理する必要がある場合及び全部門に共通するリスクではあるが、その管理には高度かつ専門的な知識を必要とする場合があり、これに関係する部門が複数の場合は以下の委員会（新設するものを含む。）が、単独部門の場合は当該部門が担当するものとする。
 - ①システム開発研究所業務改善委員会
 - ②自治体システム開発部門業務改善委員会
 - ③統合情報センター業務改善委員会
 - ④SCGサービスセンター業務改善委員会
 - ⑤自治体営業部門業務改善委員会
 - ⑥サプライ事業部業務改善委員会
 - ⑦東京本社業務改善委員会
 - ⑧人事給与制度改善委員会
 - ⑨リスク管理委員会
 - ⑩その他取締役会が新設すべきと決定した委員会
- (2) 前項の委員会は、社長又は部門担当取締役の補佐機関とし、委員長は業務執行役員とし、委員は定員を定め、取締役会において決定するものとする。また、委員会の答申事項は担当取締役又は委員長が取締役会に出席して報告し、かつ必要な事項については取締役会の審議を求めることができるものとする。
- (3) 委員会及び特定の単独部門における特定部門リスクの管理は、2-2-1に定める部門共通リスクの管理に準じて行うものとする。なお、特定部門リスクの洗い出しに関しては、委員会が行い、その結果を取締役会に報告するものとする。

2-2-3. ハザード・リスクその他の管理に関する規定

- (1) 大規模な地震、水害、火災などの災害の発生、長期間にわたる停電、断水、通信回線の途絶等、会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合は、速やかに社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧客・従業員とその家族・株主・取引先等並びに外部報道機関との情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

(2) 法令等に抵触する虞のある事案が発生した時は、法務担当取締役の責任のもと経営管理本部を統括部署として、その対応を図るものとする。

なお、法令順守義務に係る重要事項については、法律顧問である社外の弁護士との間で協議を行うものとする。

3. 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号関連)

- (1) 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月10日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の開示及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催される。
- (2) 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から当社の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。
- (3) 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。
- (4) 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
- (5) 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整し、かつ取締役会で承認された範囲内で社長戦略予備費の支出を承認する。
- (6) 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員及び管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。
- (7) 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

4. 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号関連)

- (1) 従業員による法令等の順守を徹底するため、社長に直属する内部監査部において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」の原案を作成すると共に、その内容について取締役会の承認を得たのち、社長方針書としてすべての従業員に配布する。
- (2) 内部監査部の企画に基づき、当社のすべての従業員に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。
- (3) 内部監査部が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
- (4) 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。
- (5) 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内からのパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。
- (6) 万一、当社の従業員が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査部或いは最初にその情報を認知した従業員等から、社長又は法務担当取締役に緊急通報する体制を構築する。

5. 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号関連)

- (1) 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（(2)及び(3)において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第5号イ関連）
 - ①当社は、四半期ごとに、子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で、内部監査契約を締結すると共に、内部監査部が監査を実施する。

- ②内部監査部は、子会社等に重大な損失の危険が発生したことを確認した場合は、直ちにその原因となったリスクの内容、予想される損失の程度及び当社に対する影響等について、社長及び関係部門の長に報告される体制を構築する。
- ③当社と子会社等との間における不適切な取引（会社経費による個人的接待を含む）又は会計処理を防止するため、内部監査部は、定期的子会社等の内部監査担当部門と十分な情報交換を行う。
- ④当社の子会社等については、取締役又は次長職以上の従業員を取締役として派遣し、当社の経営方針と要望事項を文書により子会社等の取締役会に伝えると共に、毎月、子会社等の社長から、最新の業績及び今後の業績の見通し並びにリスク管理に関する報告書の提出を求める。
- (2) 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第1項第5号ロ関連）
別に定める「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」並びにその他社内規定に基づき、企業活動に影響を及ぼす虞のあるリスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止及び緊急事態発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。
- (3) 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第1項第5号ハ関連）
- ①子会社等の取締役会（以下この項において「取締役会」という。）は、定例取締役会を原則として毎月所定の日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の承認及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催する。
- ②毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、子会社等の社長（以下この項、次項において「社長」という。）から子会社等の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。
- ③毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。
- ④毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
- ⑤社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整する。
- ⑥部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員又は管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。
- ⑦部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。
- (4) 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第1項第5号ニ関連）
- ①子会社等の取締役等及び使用人（以下この項において「取締役等及び使用人」という。）による法令等の順守を徹底するため、社長に直属する内部監査を担当する部門において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」を作成する。
- ②内部監査を担当する部門の企画に基づき、すべての取締役等及び使用人に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。
- ③内部監査を担当する部門が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
- ④部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。
- ⑤顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内のパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。

⑥万一、取締役等及び使用人が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査を担当する部門或いは最初にその情報を認知した取締役等及び使用人から、社長に緊急通報する体制を構築する。

6. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号関連)

- (1) 監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、専任の従業員を1名以上配置することとする。
- (2) 前項の具体的な内容については、監査役会の意見を尊重し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第2号関連)

- (1) 監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動、考課、懲戒については、事前に監査役会の同意を得て行うものとする。
- (2) 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の意見に従うものとする。
- (3) 監査役の職務を補助すべき従業員による必要な調査、情報収集のため、執行側各部門にあつてはその協力体制を敷くこと、また必要な会議等への出席を認めることとする。

8. 当該監査役設置会社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第3号関連)

監査役の職務を補助する従業員は、監査役に対して監査役の指揮命令に基づく職務遂行状況を適宜報告する。

9-1. 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号関連)

(1) 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号イ関連)

- ①当社のすべての取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- ②前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
 - 1) 当社のリスク管理体制に係る部門の活動状況
 - 2) 当社の子会社等の監査及び内部監査に係る活動状況
 - 3) 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - 4) 当社単独及び連結ベースの最新業績及び業績見込の発表内容及び重要開示書類の内容
 - 5) 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- ③取締役及び従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。
- ④監査役は、すべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べる事が期待される。

(2) 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号ロ関連)

- ①子会社等のすべての取締役及び監査役並びに従業員は、当社監査役会の定めるところに従い、当社各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- ②前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
 - 1) 子会社等のリスク管理体制に係る部門の活動状況
 - 2) 子会社等の監査役監査に係る活動状況
 - 3) 子会社等の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - 4) 子会社等の社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- ③子会社等の取締役及び監査役並びに従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、当社監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。

④当社監査役は、子会社等のすべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べることを期待される。

9-2. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第5号関連)

当社及び子会社等は、前号に関する事項の報告者が当社の監査役会に報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。

9-3. 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号関連)

当社は、監査役の職務の執行が十二分に実現達成することができるよう、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理を、十二分に負担する。

(1) 通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査役会の監査計画に応じて、該当事業年度に予算化する。

(2) その他、緊急時の監査費用、有事における監査費用について、監査役会が事前に想定し、その方針を決定することとする。なお、取締役会は、監査役会から通知された当該決定方針に基づく措置を、事業年度予算の執行状況を踏まえて審議検討のうえ、執行する。

10. その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号関連)

(1) 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、これを修正又は変更すべきと判断したときは、社長に対してその旨を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。

(2) 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、社長に対して追加監査の実施及び業務改善策の策定等を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。

(3) 監査役は、会計監査人から事前に会計監査計画の説明を受け、四半期決算会計監査及び本決算会計監査の都度、監査の方法並びに監査結果の報告を受け、意見交換を行うものとする。

(4) 当社の監査体制とリスク管理体制との調整を図ることにより、監査体制の実効性を高めることを目的として、法務担当取締役を責任者とし、同取締役及び各監査役が指名する次長職以上の管理職者及び内部監査部部長を委員とする監査体制強化委員会を設置し、今後、当社が構築すべき監査体制に関する報告書を作成し、これを取締役に提出することを期待する。

(2) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

(3) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(4) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり責任を合理的な範囲にとどめるため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役及び社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

(6) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(7) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、資本効率の向上や株主利益の向上などの資本政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会における特別決議を機動的に行うことを目的とするものであります。

(9) 社外の専門家との連携

重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事項については、顧問弁護士に相談し、必要な検討を実施しております。また、会計監査人とは、通常の会計監査に加えて、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しているほか、四半期決算直後及び本決算直後においてディスカッションの機会を持っております。

(10) 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。当社の内部統制システムに関する模式図は「2. 現状の企業統治体制を採用する理由」に記載のとおりです。

Ⅲ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「TKC企業行動憲章」に明記する『コンプライアンス経営の徹底』に基づき、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力・団体によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社の栃木本社及び東京本社に反社会的勢力への対応を統括する部署（対応統括部署）を設け、不当要求防止責任者を設置しております。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制も整備しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでいます。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しています。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応方法に関する事項を含むコンプライアンスに関する事例集等を作成し、コンプライアンス研修時にこれを教材として配布のうえ説明しております。

(5) 研修活動の実施状況

社内において反社会的勢力に関する情報を共有するとともに、社内及び当社のグループ会社において、コンプライアンス研修を実施するなど、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しています。

(2) 【役員の状況】

1. 役員一覧

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長執行役員 会計事務所事業部長	飯塚真規	昭和50年3月12日生	平成14年4月 当社入社 平成22年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部担当兼Gプロジェクト推進本部長 平成24年10月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部長 平成24年12月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部長 平成26年4月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 営業本部長 平成28年10月 当社代表取締役 専務執行役員 会計事務所事業部長 営業本部長 平成30年10月 当社代表取締役 専務執行役員 会計事務所事業部長 令和元年12月 当社代表取締役 社長執行役員 会計事務所事業部長 (現任) 令和元年12月 T K C カスタマーサポートサービス(株) 代表取締役社長 (現任)	(注) 6	162
代表取締役 専務執行役員 地方公共団体事業部長	飛鷹 聡	昭和46年1月19日生	平成15年4月 当社入社 平成22年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 営業企画本部 A S P サービス推進部長 平成23年12月 当社取締役 執行役員 地方公共団体事業部 新規事業戦略本部担当 平成24年1月 当社取締役 執行役員 地方公共団体事業部 クラウド事業推進本部長 平成30年12月 当社取締役 常務執行役員 地方公共団体事業部 営業本部長 令和2年12月 当社代表取締役 専務執行役員 地方公共団体事業部長 (現任) 令和2年12月 T K C 保安サービス株式会社 代表取締役社長 (現任)	(注) 6	53
取締役 専務執行役員 株式会社スカイコム担当	川橋郁夫	昭和30年2月26日生	昭和52年4月 当社入社 平成18年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部 平成20年1月 当社執行役員 内部統制統括センター長 平成25年12月 (株) スカイコム 代表取締役副社長 平成26年12月 (株) スカイコム 代表取締役社長 (現任) 令和元年12月 当社専務執行役員 令和2年12月 当社取締役 専務執行役員 (株) スカイコム担当 (現任)	(注) 6	159
取締役 常務執行役員 経営管理本部長	中西清嗣	昭和31年8月27日生	昭和54年4月 当社入社 平成20年12月 当社執行役員 総務部長 平成21年12月 当社総務部長 平成27年1月 当社内部監査部長 平成30年12月 当社常勤監査役 令和2年12月 当社取締役 執行役員 経営管理本部長 令和3年12月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部長 (現任)	(注) 6	366

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 システム企画本部長	伊藤義久	昭和42年4月2日生	平成2年4月 当社入社 平成19年12月 当社執行役員 システム開発研究所 ユーザ・インターフェイス設計本部長 平成22年10月 当社執行役員 会計事務所事業部 営業企画本部長 平成25年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 営業企画本部長 平成26年4月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 営業企画部長 平成28年12月 当社執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 税務情報システム設計センター長 平成30年1月 当社執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所ユーザ・インターフェイス設計本部長 令和元年12月 当社常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所ユーザ・インターフェイス設計本部長 令和2年10月 当社常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 税務情報システム設計センター長 令和4年12月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 システム企画本部長 (現任)	(注)6	60
取締役 執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長	河本健志	昭和44年8月23日生	平成6年4月 当社入社 平成30年4月 当社地方公共団体事業部 技術基盤開発センター長 令和元年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 技術基盤開発センター長 令和2年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長 令和3年12月 当社地方公共団体事業部 システム開発本部長 令和4年12月 当社取締役 執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長 (現任)	(注)6	—
取締役	飯島純子	昭和42年8月3日生	平成13年10月 弁護士登録 平成13年10月 東京虎ノ門法律事務所入所 (現任) 令和元年10月 当社指名・報酬諮問委員会委員長 (現任) 令和元年12月 当社取締役 (現任)	(注)6	—
取締役	甲賀伸彦	昭和39年1月25日生	平成8年2月 税理士登録 平成8年2月 同開業 平成31年4月 税理士法人トップマネジメント 代表社員 (現任) 令和2年12月 当社取締役 (現任)	(注)6	10
取締役	加藤恵一郎	昭和32年7月30日生	昭和60年8月 公認会計士登録 昭和62年2月 税理士登録 昭和62年2月 同開業 平成15年1月 税理士法人加藤会計事務所 代表社員 (現任) 令和4年12月 当社取締役 (現任)	(注)6	116

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
監査役(常勤)	宮下恒夫	昭和24年5月28日生	昭和50年3月 当社入社 平成18年12月 当社執行役員 TKC全国会研究会支援部長 平成22年10月 当社会長室部長 平成28年12月 当社常勤監査役(現任) TKC保安サービス株式会社 監査役(現任) 平成29年10月 TKCカスタマーサポートサービス株式会社 監査役(現任)	(注)5	201
監査役(常勤)	五十嵐康生	昭和42年1月4日生	平成元年4月 当社入社 平成24年8月 当社執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 会計情報システム開発センター長 平成28年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 営業本部 営業企画部長 平成29年12月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 営業企画部長 平成30年1月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所長 令和4年12月 当社常勤監査役(現任)	(注)7	66
監査役	朝長英樹	昭和31年2月15日生	昭和57年4月 東京国税局採用 平成18年7月 税務大学校退職 平成18年8月 税理士登録 平成19年3月 日本税制研究所 代表理事(現任) 平成30年12月 税理士法人朝長英樹税理士事務所代表社員(現任) 令和元年12月 当社監査役(現任)	(注)4	—
監査役	浜村智安	昭和33年2月12日生	平成元年3月 税理士登録 平成元年3月 同開業 平成19年2月 税理士法人浜村会計 代表社員(現任) 令和2年12月 当社監査役(現任)	(注)5	22
計					1,217

- (注) 1. 取締役飛鷹聡は、代表取締役社長執行役員飯塚真規の姉の配偶者であります。
2. 取締役飯島純子、取締役甲賀伸彦及び取締役加藤恵一郎は、社外取締役であります。
3. 監査役朝長英樹及び監査役浜村智安は、社外監査役であります。
4. 令和元年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
5. 令和2年12月18日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
6. 令和4年12月16日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
7. 令和4年12月16日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

2. 取締役の指名に関する手続きおよび方針

- (1) 当社は取締役の選解任に関して取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申結果を尊重の上、株主総会に付議する原案を決定します。
- (2) 指名・報酬諮問委員会において、取締役の新任候補者は、次の条件のいずれかを満たした者を推薦するとしております。
- ①急速に進むデジタル社会の潮流を先読みしながら、当社の事業目的に沿って、タイムリーに新製品又は新サービスの開発（イノベーション創発）に取り組み、又はその市場戦略（マーケティング戦略）の責任者として当該事業を成功させ、多数の顧客等を獲得したことにより、当社の社会的評価を高め、かつ当社の持続的成長に顕著に貢献した執行役員以上の者。
- ②その担当部門において、法令遵守の下に、ムリ・ムダ・ムラを省き、継続的な増収増益と社員の待遇改善並びにリスク対策を図る事業計画を策定し、その実行に際しては、積極的な情報共有と担当取締役に対する意見具申を通して、中長期的な企業価値の向上に顕著に貢献した執行役員以上の者。

3. 社外役員の状況

区分	氏名	役割及び機能並びに選任状況に関する考え方
取締役	飯島純子	<p>弁護士としての専門知識と豊富な経験に加え、特にコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しております。令和元年10月10日に当社が設置した指名・報酬諮問委員会の委員長として、コーポレートガバナンス・コードの主旨に則った取締役等の選解任方針・手続きおよび役員報酬制度の検討・設計等において強いリーダーシップを発揮していただいております。コーポレート・ガバナンス強化による当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上への貢献と、女性の視点からの有益な提言をいただけることが期待できること、また取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き社外取締役として選任しております。</p> <p>なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。当社株式の保有は「1. 役員一覧」の「所有株式数」欄に記載の通りです。</p>
取締役	甲賀伸彦	<p>税理士法人トップマネジメントの代表社員であり、会計事務所の経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の会計事務所事業の経営に活かしていただくと共に、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会の委員長のお立場から、新たに入会する税理士・公認会計士のフォロー活動やTKC会員を増加させるための活動に対する助言を通じて当社の持続的成長と中期的な企業価値の向上への貢献が期待できることから、引き続き社外取締役として選任しております。</p> <p>なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。当社株式の保有は「1. 役員一覧」の「所有株式数」欄に記載の通りです。</p>
取締役	加藤恵一郎	<p>税理士法人加藤会計事務所の代表社員であり、会計事務所の経営に関する豊富な経験と高い見識を有しています。また、TKC全国会の副会長、常務会及び正副会長会の議長も務められ、TKC全国会の事業目的の実現に向けて尽力されてきました。これらの経験を通じて、当社の持続的成長と中期的な企業価値の向上への貢献が期待できること、また取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、社外取締役として選任しております。</p> <p>なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。当社株式の保有は「1. 役員一覧」の「所有株式数」欄に記載の通りです。</p>

区分	氏名	役割及び機能並びに選任状況に関する考え方
監査役	朝長英樹	<p>税理士法人朝長英樹税理士事務所の代表社員であるとともに、特に連結納税制度および企業再編税制や国際取引に関する税務の専門家としての豊富な経験から、当社の税務コンプライアンスを確保するべく、適切な指導と監査を実施いただいております。</p> <p>また、税理士法人朝長英樹税理士事務所は、当社との間で取引関係にありますが、他の第三者間取引と同様の取引条件で行っているため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる虞はないため、独立性は確保されているものと判断しております。</p> <p>なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。当社株式の保有は「1. 役員一覧」の「所有株式数」欄に記載の通りです。</p>
監査役	浜村智安	<p>税理士法人浜村会計の代表社員であるとともに、栃木県宇都宮市で税理士・監査役・会計参与として数多くの企業の経営管理に携わり地域経済の発展にも大きく貢献されており、これらの経験と当社および業界への深い見識に基づき、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を期待できること、また、取締役会の監督機能の強化を期待できることから、社外監査役として選任しております。</p> <p>なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。当社株式の保有は「1. 役員一覧」の「所有株式数」欄に記載の通りです。</p>

4. 社外取締役及び社外監査役のサポート体制

- (1) 当社では、社外取締役及び社外監査役を補佐するため、経営管理本部長を連絡担当者として選任しております。経営管理本部長は、社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会または監査役会の開催の都度、事前の連絡、資料送付等を行うとともに、必要に応じて事前の資料説明を行っております。
- (2) 社外取締役は、会計事務所事業部門の顧客組織であるTKC全国会の主要会議に出席しております。
- (3) 社外監査役は、毎月1回、稟議書類、会計帳簿および主要な証憑書を閲覧し、業務担当部門長から報告を受け意見交換しております。
- (4) 監査役報酬は、毎年1月に前事業年度の業績に基づき、監査役の協議により決定しております。

5. 当社の社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

- (1) 現に又は過去10年間に於いて、当社及び当社の子会社の業務執行者でない者。
- (2) 現に又は最近において、当社を主要な取引先とする者・その業務執行者、又は当社の主要な取引先・その業務執行者でない者。
- (3) 現に又は最近において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、もしくは法律専門家でない者。
- (4) 現に又は最近において、当社及び当社の子会社の業務執行者の近親者、もしくは(2)及び(3)に掲げる者の近親者でない者。
- (5) その他、社外取締役としての職務を遂行するうえで独立性に疑いがない者。

(3) 【監査の状況】

当社は、昭和41年の創業以来「ルールによる経営」を標榜し、すべての役社員等に対してコンプライアンスの徹底を求め、違法行為や社内規定違反行為に対しては、その動機がたとえ会社の利益のため、あるいは顧客・株主・取引先・社員のためであったとしても、例外なく厳正かつ厳格に対処して参りました。「ルールによる経営」の本旨は、コンプライアンスの徹底により、一番目は社員を、二番目は顧客を、三番目は会社をそれぞれ守ることにあります。そのため、当社の役社員等はその基本責務や日常業務を遂行する過程で遵守すべき基準を正しく理解し、行動するよう努めています。

①監査役監査の状況

監査役の員数は4名であり、常勤監査役2名、社外監査役2名で構成しています。社外監査役朝長英樹氏及び社外監査役浜村智安氏は、税理士資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しています。

常勤監査役宮下恒夫氏は、当社の総務・経理・財務等の経営管理部門の長を務め、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

常勤監査役五十嵐康生氏は、当社のシステム開発部門の長を務め、当社システム開発に関する豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

監査役は、監査役監査基準に基づき取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めるとともに、会計監査人並びに取締役及び使用人から報告を受け、審議のうえ監査意見を形成しております。

当事業年度における各監査役の監査役会への出席状況は次のとおりであります。

氏名	出席日数／開催回数（注1）	出席率（注1）
宮下 恒夫	7 / 7	100%
有野 正明（注2）	3 / 3	100%
朝長 英樹	7 / 7	100%
浜村 智安	7 / 7	100%

（注1）当事業年度における在任期間中の開催日数に基づいております。

（注2）令和3年12月17日に辞任により退任しております。

②内部監査の状況

1)内部監査の組織、人員及び手続き

当社の内部監査は、「内部統制決議」「オペレーション・リスク管理規定」「内部監査規定」「関係会社管理規定」に基づき、TKCグループ全体の適切な内部統制体制の構築に向けて、業務執行のラインから独立した立場で監査を実施し、その有効性を評価しております。

当社の内部監査部は社内他部門から独立した社長直轄の組織であり、内部監査部に所属する内部監査人は5名、そのうち2名の内部監査人が唯一国際的な資格である公認内部監査人を有しています。

当社は、毎年6月にすべての社員を対象にリスク調査を実施しています。内部監査部では、この調査の評価や関係会社のリスク情報をベースに、当社の取締役会からの特命事項、監査役との協議結果を踏まえて年間の内部監査計画を立案しています。これを社長の承認を経て、取締役会へ報告しております。監査の実施に先立ち、内部監査人は予備調査の実施、個別の監査計画の立案を経て、内部監査部の長の承認を得た後、被監査部門へ通知し、往査に際しては複数人の内部監査人で臨んでいます。監査終了後1週間以内に、内部監査部の長は「内部監査結果報告書」を作成し、社長に提出します。社長は承認した内部監査結果報告書に基づき、改善の必要を認めた事項について、被監査部門の長にその対策を命じ、報告を求めます。

また、内部監査部の長は部門担当取締役、監査役等に内部監査結果報告書の写しを提出し、部門担当取締役は部門固有のオペレーション・リスクを管理します。

2)内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、これらの監査と内部統制部門との関係

内部監査部の長は、適切な監査範囲を確保し、かつ、業務の重複を最小限に抑えるため、監査役及び会計監査人との連携を考慮しております。そこで、内部監査部の長は、監査役とは毎月、会計監査人とは四半期ごとに定例会議を開催するとともに、求めに応じて内部統制システムに係る状況や内部監査の結果を報告し、意見を交換しております。

監査役は、内部監査部によるTKCグループの内部統制の整備状況、運用状況に関する報告、内部監査計画の進捗状況に関する報告並びに財務報告に係る内部統制評価の結果に関する報告を受けております。

当社は、会計監査人との間で監査契約を締結し、財務諸表監査及び財務報告に係る内部統制監査を受け、その過程で内部監査部は会計監査人に対して必要な情報を提供しております。

当事業年度において、監査役、会計監査人、内部監査人は、監査の目的並びに監査主体の立場及び任務を異にしていますが、三様監査（監査役監査・会計監査人監査・内部監査）の連携の強化と情報共有の推進、それぞれの監査の有効性及び効率性の向上並びに相互補完により、TKCグループのガバナンスの維持・発展を図っています。

③会計監査の状況

1)監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2)継続監査期間

39年間

(注) 当社は、昭和58年から平成19年までみすず監査法人（当時は監査法人中央会計事務所）と監査契約を締結しており（平成18年7月1日から平成18年8月31日まで、みすず監査法人（当時は中央青山監査法人）に代えて、一時会計監査人を選任していた期間を含む。）、みすず監査法人解散に伴い、平成19年からEY新日本有限責任監査法人（当時は新日本監査法人）と監査契約を締結しております。ただし当社の監査業務を執行していた公認会計士もEY新日本有限責任監査法人（当時は新日本監査法人）へ異動し、異動後も継続して当社の監査業務を執行していたことから、同一の監査法人が当社の監査業務を継続して執行していると考えられるため、当該公認会計士の異動前の監査法人の監査期間を合わせて記載しております。

3)業務を執行した公認会計士

本多茂幸 飯塚徹

4)監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他10名です。

5)監査法人の選定方針と理由

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

6)監査役及び監査役会による会計監査人の評価

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査法人の品質管理体制、監査チーム、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係及び不正リスクの各項目について、EY新日本有限責任監査法人のこの1年間の監査活動の評価を行った結果、同監査法人を会計監査人として再任することを適当であると判断しました。

④監査報酬の内容等

1)監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	49	10	46	12
連結子会社	—	—	—	—
計	49	10	46	12

(注) 当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である保証業務実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」（日本公認会計士協会 令和元年8月1日）に基づいて、当社のASPサービス業務に係る内部統制に関する保証業務の対価等を支払っております。

2)監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）に対する報酬（1）を除く

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	—	13
連結子会社	—	—	—	—
計	—	—	—	13

(注) 当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワーク（EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社）に対して、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度に基づく言明書整備支援業務の対価等を支払っております。

3)監査報酬の決定方針

監査報酬については、当社の規模及び事業の特性、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

4) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査計画、監査内容、監査に要する工数及び工数単価を確認し、従来の実績値及び計画値との比較から報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬に関する取締役会の決定は妥当であると判断し、会社法第399条第1項に基づく同意をしています。

5) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

当社は、令和3年5月10日開催の取締役会において、当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る当社役員の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

(1) 役員報酬の体系

役員報酬は、「金銭報酬」と「株式報酬（BIP信託）」で構成されます。

(2) 役員報酬の限度額

平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会の決議により年額の金銭報酬の限度額を定め、取締役の報酬等の額を「480百万円以内」、監査役の報酬等の額を「80百万円以内」としております。また、取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。）、執行役員（国外居住者を除く。）については、この報酬限度枠とは別枠にて、株式報酬（BIP信託）として、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会の決議により、3事業年度を対象に取締役及び執行役員に500百万円を上限としております。

また、各事業年度において支給する報酬総額は、会社法第361条および第387条に基づく株主総会決議による役員報酬限度額の範囲内とし、かつ前期に達成した全社限界利益額の1%以内としております。

なお、ここでいう役員報酬とは、取締役の金銭報酬および株式報酬、監査役の金銭報酬、並びに取締役ではない執行役員の執行役員手当のうち株式報酬部分をいいます。

（注）令和4年2月10日開催の取締役会において、信託期間を3年間延長し、株式報酬（BIP信託）を継続することを決定しております。

(3) 役員報酬の決定に関する方針

①執行役員を兼務する取締役の報酬に関する方針

1) 執行役員を兼務する取締役報酬の増額改定は、次の2つを全て達成した時に行うことができるものとします。

a) T K C 単体決算における全社売上高、限界利益、経常利益の前年比の成長。

b) T K C 単体決算における自己資本比率83%以上の実現。

ただし、自己資本比率の計算からは投資有価証券のうち政策保有株式の評価差額の影響を除外するものとします。

さらに、関係会社を吸収合併する等の理由により、一時的に資産、負債および純資産の額が大きく変動する場合は、その影響を除外するものとします。

また、全社売上高、限界利益、経常利益の前年比について、会計基準の変更があった場合は、適用初年度に限りその影響を除外するものとします。

2) 執行役員を兼務する取締役の報酬は、担当部門における限界利益の前期比を指標として業績達成状況を評価し、取締役会において決定します。また、限界利益について、会計基準の変更があった場合は、適用初年度に限りその影響を除外するものとします。

3) 上記2)に加え、役員改選後の重任時に上記1)2)への貢献度によって在任年数に関する加算を検討できるものとします。

4) なお、担当部門の業績が2期連続して目標未達の場合は、翌年の報酬額を減額します。

また、重大な事故又は損失等を発生させた場合も、報酬額等を減額する場合があります。

②執行役員を兼務しない取締役の報酬に関する方針

1) 執行役員を兼務しない取締役は、業績評価の対象外とします。

2) 執行役員を兼務しない取締役のうち、社外取締役に通常の職責を超える事項を依頼する場合は、独立性基準（役員報酬以外の報酬は年間1,000万円未満）を遵守した上で別途締結する契約に基づく顧問報酬等を支払うものとします。

③監査役の報酬に関する方針

1) 監査役は、業績評価の対象外とし、金銭報酬のみとします。

2) 監査役のうち、社外監査役に通常の職責を超える事項を依頼する場合は、独立性基準（役員報酬以外の報酬は年間1,000万円未満）を遵守した上で別途締結する契約に基づく顧問報酬等を支払うものとします。

④取締役ではない執行役員の報酬に関する基本方針

1) 取締役ではない執行役員には、従業員給与に加えて執行役員手当を支給します。

2) 取締役ではない執行役員の執行役員手当は、金銭報酬および株式報酬で構成します。

3) 執行役員手当は以下の4点を勘案して業績評価を行い、取締役会において決定します。

a) 担当部門の業績達成状況。

- b) 本人によるマーケティングまたはイノベーションの成果。
- c) 担当業務の専門性および本人の部門業績改善への貢献度。
- d) 役位および当該役位における在任年数。

なお、担当部門の目標を2期継続して未達成の場合および重大な事故又は損失等を発生させた場合は、期中においても執行役員手当の支給を停止することができるものとします。

(4) 役員報酬の決定方法

当社は、取締役の報酬に関して、委員長および委員の過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申結果を尊重の上、取締役会で決定しております。また、監査役の報酬は、株主総会で承認を受けた範囲内で、監査役の協議により決定しております。指名・報酬諮問委員会は、以下の内容について審議し、取締役会に答申しております。

- ① 取締役及び役付執行役員候補を指名するに当たっての方針と手続
- ② 取締役及び役付執行役員の選解任
- ③ 取締役及び役付執行役員の報酬等を決定するに当たっての方針
- ④ 取締役及び役付執行役員の個人別の報酬の決定に関する方針
- ⑤ 取締役及び役付執行役員の個人別の報酬
- ⑥ 子会社の代表取締役及び監査役の選解任及び個人別の報酬
- ⑦ その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

(5) 信託を用いた株式報酬制度の一部変更

令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会において、株式報酬（B I P 信託）を従来の役位等に基づきポイントが付与する方式から業績連動型に変更することをご承認いただきました。

これは、信託期間中の毎事業年度の所定の時期に、同年9月30日で終了する事業年度において、第一条件として全社の売上高および経常利益が増収増益で終了したこと、および第二条件として当社単体の自己資本比率が80%超であったことを要件とし、全社業績目標（限界利益および経常利益）の前年対比の比率により、個人別に基本交付株数の0%から120%の範囲でポイントが付与する方法への変更となります。

また、監査役会からの申し出を受け、令和2年1月度定例取締役会において監査役へのポイントが付与しないことを決議しております。当事業年度においては、変更後の制度に基づき株式報酬額を算定しております。

なお、取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント総数の上限は、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会でご承認いただいた34,000ポイントのままとし変更するものではありません。

(6) 算定方法

$$\text{ポイント} = (\text{月額役員報酬額} \div \text{信託平均取得株価} \times 50\% \times \text{限界利益額の前年対比比率}) + (\text{月額役員報酬額} \div \text{信託平均取得株価} \times 50\% \times \text{経常利益額の前年対比比率})$$

※1：信託平均取得株価とは、当該株式報酬（B I P 信託）の設定に際して、本信託により取得された会社株式の平均取得株価をいいます。

※2：限界利益とは、売上高から売上高に比例して変動する費用（変動費）を控除した金額であり、製品ミックスにより変動します。当社は、限界利益率を重要な経営指標と見なしており、その目標値を60%に設定しています。

※3：限界利益および経常利益の前年対比比率は、0%から120%の範囲で変動します。

※4：当事業年度における限界利益額の前年対比比率は103.1%、経常利益額の前年対比比率は110.2%です。

2. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬	株式報酬 (B I P 信託)	
取締役 (社外取締役を除く。)	176	163	12	5
監査役 (社外監査役を除く。)	23	23	—	2
社外取締役	28	28	—	3
社外監査役	19	19	—	2

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は3名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役・監査役の支給人員と相違する理由は、令和3年12月17日開催の第55期定時株主総会の終結の時をもちまして辞任により退任した監査役1名が含まれていることによります。

2. 取締役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額480百万円と決議いただいております。なお、取締役の報酬額は、上記の総額の範囲内で、業績に連動させて決定しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は1名）です。また、別枠で、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において、株式報酬制度（役員報酬B I P信託）の限度額として、3事業年度を対象として500百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、8名です。
- なお、当初の対象期間においては、上記の金額を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、取締役等（ストックオプション付与後に取締役等を退任し使用人となった者を含む。）に付与するポイントに係る当社株式の取得原資として970百万円を上限とする決議をいただいております。
- なお、令和4年2月10日開催の取締役会において、信託期間を3年間延長し、株式報酬（B I P信託）を継続することを決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的と判断されるものを純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（以下、政策保有株式）に区分しておりますが、原則として純投資目的である投資株式を保有しないこととしております。

なお、当事業年度末において純投資目的である投資株式は保有しておりません。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

1) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役等における検証の内容

a) 保有方針

上場株式の政策保有を行う目的は、長期的・安定的な取引関係の維持・拡大を図ること、または、業務上の提携関係の維持・強化を図ることとしています。

b) 保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役等における検証の内容

当社および政策保有株式を有する当社グループ各社の取締役会は、毎年、主要な政策保有株式について、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証しており、検証の結果、保有の意義が必ずしも十分でないと判断される銘柄については、取引先等との対話、交渉を実施しながら、政策保有株式の縮減を進めることとしています。

2) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	7	112
非上場株式以外の株式	4	4,039

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

3) 特定保有株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)T&Dホールディングス	1,780,000	1,780,000	中小企業の存続・発展を支援するための提携関係の維持・強化を図ることを目的に保有しております。 当該会社との営業上の秘密情報を含むため、保有効果の数値については非開示としますが、保有便益や保有リスクが資本コストに見合っているかを定量的・定期的に検証しております。	有
	2,433	2,757		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三菱UFJフィ ナンシャル・グル ープ	2,322,180	2,322,180	長期的・安定的な取引関係の維持・拡大 を図ることを目的に保有しております。 当該会社との営業上の秘密情報を含むた め、保有効果の数値については非開示と しますが、保有便益や保有リスクが資本 コストに見合っているかを定量的・定期 的に検証しております。	有
	1,512	1,527		
(株)めぶきフィナン シャルグループ	275,400	275,400	長期的・安定的な取引関係の維持・拡大 を図ることを目的に保有しております。 当該会社との営業上の秘密情報を含むた め、保有効果の数値については非開示と しますが、保有便益や保有リスクが資本 コストに見合っているかを定量的・定期 的に検証しております。	有
	77	67		
日本製紙(株)	17,000	17,000	長期的・安定的な業務上の提携関係の維 持・拡大を図ることを目的に保有してお ります。 当該会社との営業上の秘密情報を含むた め、保有効果の数値については非開示と しますが、保有便益や保有リスクが資本 コストに見合っているかを定量的・定期 的に検証しております。	有
	15	20		

③保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,426	29,920
受取手形	54	47
売掛金	6,919	7,881
契約資産	525	391
リース投資資産	384	362
商品及び製品	222	278
仕掛品	51	69
原材料及び貯蔵品	138	146
その他	1,399	1,630
貸倒引当金	△14	△12
流動資産合計	36,107	40,715
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,855	7,651
機械装置及び運搬具（純額）	611	501
工具、器具及び備品（純額）	2,050	1,820
土地	6,802	6,802
リース資産（純額）	220	376
有形固定資産合計	※1 17,540	※1 17,153
無形固定資産		
ソフトウェア	2,654	3,073
ソフトウェア仮勘定	924	1,567
その他	25	25
無形固定資産合計	3,605	4,666
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 19,705	※2 18,748
長期貸付金	120	65
繰延税金資産	7,209	8,032
長期預金	16,600	17,700
差入保証金	1,440	1,486
長期リース投資資産	539	198
その他	537	458
投資その他の資産合計	46,152	46,689
固定資産合計	67,298	68,510
資産合計	103,406	109,225

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,402	2,973
電子記録債務	834	799
1年内返済予定の長期借入金	80	71
リース債務	468	492
未払金	1,786	2,187
未払法人税等	2,211	3,167
未払消費税等	780	819
契約負債	673	1,104
賞与引当金	4,073	4,953
工事損失引当金	141	65
その他	1,269	1,044
流動負債合計	14,721	17,679
固定負債		
長期借入金	214	142
リース債務	694	481
退職給付に係る負債	3,554	2,806
株式給付引当金	307	306
その他	498	482
固定負債合計	5,268	4,219
負債合計	19,990	21,899
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	6,589	6,589
利益剰余金	73,411	78,743
自己株式	△1,352	△2,359
株主資本合計	84,348	88,672
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	449	△138
退職給付に係る調整累計額	△1,382	△1,207
その他の包括利益累計額合計	△932	△1,346
純資産合計	83,416	87,325
負債純資産合計	103,406	109,225

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
売上高	66,221	67,838
売上原価	※1 19,319	※1 19,909
売上総利益	46,902	47,929
販売費及び一般管理費	※2 34,587	※2 34,578
営業利益	12,314	13,351
営業外収益		
受取利息	51	70
受取配当金	150	176
受取地代家賃	51	47
助成金収入	13	9
持分法による投資利益	—	3
その他	92	98
営業外収益合計	359	407
営業外費用		
支払利息	0	1
有価証券売却損	0	—
課徴金	—	20
違約金	—	58
その他	0	1
営業外費用合計	0	80
経常利益	12,673	13,677
特別利益		
固定資産売却益	※3 111	※3 3
その他	9	—
特別利益合計	121	3
特別損失		
固定資産売却損	※4 22	※4 0
固定資産除却損	※5 23	※5 30
投資有価証券評価損	89	—
特別損失合計	134	30
税金等調整前当期純利益	12,660	13,650
法人税、住民税及び事業税	4,156	4,976
法人税等調整額	△183	△643
法人税等合計	3,973	4,332
当期純利益	8,686	9,317
親会社株主に帰属する当期純利益	8,686	9,317

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
当期純利益	8,686	9,317
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,002	△588
退職給付に係る調整額	150	174
その他の包括利益合計	※1 1,153	※1 △414
包括利益	9,839	8,902
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,839	8,902

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,700	6,588	68,533	△1,660	79,161
会計方針の変更による累積的影響額			△367		△367
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,700	6,588	68,165	△1,660	78,793
当期変動額					
剰余金の配当			△3,440		△3,440
親会社株主に帰属する当期純利益			8,686		8,686
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		0		315	315
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	5,246	308	5,555
当期末残高	5,700	6,589	73,411	△1,352	84,348

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△553	△1,532	△2,085	77,075
会計方針の変更による累積的影響額				△367
会計方針の変更を反映した当期首残高	△553	△1,532	△2,085	76,707
当期変動額				
剰余金の配当				△3,440
親会社株主に帰属する当期純利益				8,686
自己株式の取得				△6
自己株式の処分				315
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,002	150	1,153	1,153
当期変動額合計	1,002	150	1,153	6,708
当期末残高	449	△1,382	△932	83,416

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,700	6,589	73,411	△1,352	84,348
当期変動額					
剰余金の配当			△3,985		△3,985
親会社株主に帰属する当期純利益			9,317		9,317
自己株式の取得				△1,035	△1,035
自己株式の処分		0		27	27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	5,331	△1,007	4,324
当期末残高	5,700	6,589	78,743	△2,359	88,672

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	449	△1,382	△932	83,416
当期変動額				
剰余金の配当				△3,985
親会社株主に帰属する当期純利益				9,317
自己株式の取得				△1,035
自己株式の処分				27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△588	174	△414	△414
当期変動額合計	△588	174	△414	3,909
当期末残高	△138	△1,207	△1,346	87,325

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	12,660	13,650
減価償却費	2,945	3,050
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△5	△1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	400	880
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	33	△76
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	367	503
退職給付信託の設定額	—	△1,000
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	△291	△1
受取利息及び受取配当金	△201	△246
支払利息	0	1
課徴金	—	20
違約金	—	58
持分法による投資損益 (△は益)	—	△3
固定資産除却損	23	30
固定資産売却損益 (△は益)	△89	△2
投資有価証券評価損益 (△は益)	89	—
売上債権の増減額 (△は増加)	159	△1,180
棚卸資産の増減額 (△は増加)	31	△82
その他の資産の増減額 (△は増加)	△679	84
仕入債務の増減額 (△は減少)	131	462
その他の負債の増減額 (△は減少)	△283	642
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△739	39
その他	281	60
小計	14,832	16,888
利息及び配当金の受取額	234	283
利息の支払額	△0	△1
課徴金の支払額	—	△20
違約金の支払額	—	△35
法人税等の支払額	△4,516	△4,063
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,550	13,050
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△5,300	△4,400
定期預金の払戻による収入	3,300	3,300
有形固定資産の取得による支出	△1,420	△760
有形固定資産の売却による収入	201	6
無形固定資産の取得による支出	△1,887	△2,573
投資有価証券の取得による支出	△4,118	△2,015
投資有価証券の売却による収入	13	1
投資有価証券の償還による収入	2,000	2,100
差入保証金の差入による支出	△47	△59
差入保証金の回収による収入	44	14
貸付金の回収による収入	12	43
その他の支出	△0	—
その他の収入	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,201	△4,342

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△142	△80
リース債務の返済による支出	△91	△118
自己株式の取得による支出	△6	△1,035
自己株式の処分による収入	0	0
配当金の支払額	△3,449	△3,979
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,691	△5,214
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△342	3,493
現金及び現金同等物の期首残高	23,469	23,126
現金及び現金同等物の期末残高	※1 23,126	※1 26,620

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 (5社)

株式会社T L P

T K C 保安サービス株式会社

株式会社スカイコム

T K C カスタマーサポートサービス株式会社

株式会社T K C 出版

非連結子会社 (1社)

T K C 金融保証株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

T K C 金融保証株式会社は、総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないこと、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社 (1社)

アイ・モバイル株式会社

アイ・モバイル株式会社については、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。

持分法を適用しない非連結子会社の数 (1社)

T K C 金融保証株式会社

(持分法の適用の範囲から除いた理由)

T K C 金融保証株式会社は、当期純利益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1) 満期保有目的の債券

償却原価法

2) その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

1) 商品・原材料

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2) 製品

主に売価還元法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3) 仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	4年～10年
工具、器具及び備品	2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

1) ソフトウェア

a. 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。

b. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法を採用しております。

2) その他

定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

④工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

③未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

① 情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

② ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っている判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

③ コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

④ オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っている判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、

- ① 手許現金
- ② 随時引き出し可能な預金
- ③ 容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号令和3年8月12日)を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(重要な会計上の見積り)

1. 受注制作ソフトウェアに係る収益認識

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上高	351	243

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

売上高は、受注制作ソフトウェアの請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができる場合、測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができない場合は、発生した費用の範囲で収益を認識しております。

②主要な仮定

原価総額の見積りは、受注制作ソフトウェアの請負契約ごとのスケジュールや開発工数、そして投入する開発人員が、適正かつ妥当であることを確認したうえで、請負契約ごとの開発工数に工数あたりの単価を乗じて算出しております。

なお、原価総額の見積りは、プロジェクトの開発計画の見積り開発工数と実績開発工数を定期的にモニタリングすることにより見直しを実施しております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当社は、見積原価と発生原価の比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の原価総額は妥当なものと考えておりますが、将来の状況変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社グループが認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」として独立掲記し、「その他」に含めていた「契約資産」を独立掲記しております。また、「流動負債」の「その他」に含めていた「契約負債」を独立掲記しております。

なお、収益認識会計基準第89-4項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

1 取引の概要

当社は、平成30年10月31日開催の取締役会で株式報酬制度の導入を決議し、平成30年12月21日開催の定時株主総会の承認に基づき、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度である「役員報酬BIP信託」を導入いたしました。

なお、本制度は、委員長及び委員の半数を独立社外役員及び社外有識者で構成する「指名・報酬諮問委員会」における審議を経て、令和元年12月20日開催の定時株主総会にて取締役等(執行役員を兼務しない取締役を除く。)及び常勤監査役の株式報酬を「業績連動報酬」へ変更することが承認されております。

2 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末407百万円、206,000株であります。

(連結貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
	23,055百万円	23,482百万円

※2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
投資有価証券(株式)	100百万円	103百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
	33百万円	△76百万円

※2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
給与	11,958百万円	11,855百万円
賞与引当金繰入額	3,357	3,902
退職給付費用	957	1,024
株式給付引当金繰入額	24	26
減価償却費	723	700
賃借料	2,444	2,541

※3. 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
土地	109百万円	－百万円
機械装置及び運搬具	0	1
工具、器具及び備品	1	0
その他	－	1
計	111	3

※4. 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
建物及び構築物	22百万円	－百万円
工具、器具及び備品	－	0
計	22	0

※5. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
建物及び構築物	12百万円	1百万円
機械装置及び運搬具	0	0
工具、器具及び備品	9	7
無形固定資産	0	20
その他(投資その他の資産)	0	0
計	23	30

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,425百万円	△845百万円
組替調整額	8	—
税効果調整前	1,434	△845
税効果額	△431	256
その他有価証券評価差額金	1,002	△588
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△33	—
組替調整額	247	250
税効果調整前	214	250
税効果額	△63	△76
退職給付に係る調整額	150	174
その他の包括利益合計	1,153	△414

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(百株)	当連結会計年度増加 株式数(百株)	当連結会計年度減少 株式数(百株)	当連結会計年度末株 式数(百株)
発行済株式				
普通株式	267,310	267,310	—	534,620
合計	267,310	267,310	—	534,620
自己株式				
普通株式	4,533	3,771	815	7,489
合計	4,533	3,771	815	7,489

- (注) 1. 令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 2. 普通株式の発行済株式の株式数267,310百株の増加は、株式分割による増加であります。
 3. 普通株式の自己株式の株式数3,771百株の増加は、株式分割3,759百株、単元未満株式の買取り12百株(株式分割前7百株、株式分割後4百株)であります。
 4. 普通株式の自己株式の株式数815百株の減少は、単元未満株式の売渡し1百株(株式分割後)、役員報酬B I P信託による給付814百株(株式分割前782百株、株式分割後32百株)であります。
 5. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式2,198百株を含めております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年12月18日 定時株主総会	普通株式	1,720	65.00	令和2年9月30日	令和2年12月21日
令和3年5月7日 取締役会	普通株式	1,720	65.00	令和3年3月31日	令和3年6月14日

- (注) 1. 令和2年12月18日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金12百万円が含まれております。
 2. 令和3年5月7日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。
 3. 令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年12月17日 定時株主総会	普通株式	2,090	利益剰余金	39.50	令和3年9月30日	令和3年12月20日

- (注) 令和3年12月17日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（百株）	当連結会計年度増加 株式数（百株）	当連結会計年度減少 株式数（百株）	当連結会計年度末株 式数（百株）
発行済株式				
普通株式	534,620	—	—	534,620
合計	534,620	—	—	534,620
自己株式				
普通株式	7,489	3,004	139	10,354
合計	7,489	3,004	139	10,354

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数3,004百株の増加は、取締役会決議による自己株式の取得3,000百株、単元未満株式の買取り4百株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数139百株の減少は、単元未満株式の売渡し1百株、役員報酬B I P信託による給付138百株であります。
3. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式2,060百株を含めておりません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年12月17日 定時株主総会	普通株式	2,090	39.50	令和3年9月30日	令和3年12月20日
令和4年5月10日 取締役会	普通株式	1,894	36.00	令和4年3月31日	令和4年6月13日

- (注) 1. 令和3年12月17日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。
2. 令和4年5月10日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年12月16日 定時株主総会	普通株式	2,210	利益剰余金	42.00	令和4年9月30日	令和4年12月19日

- (注) 令和4年12月16日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
現金及び預金勘定	26,426百万円	29,920百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△3,300	△3,300
現金及び現金同等物	23,126	26,620

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、機械装置並びに工具、器具及び備品であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
1年内	235	291
1年超	393	483
合計	628	775

3. 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額

(1) リース投資資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
流動資産	384	362
投資その他の資産	539	198

(2) リース債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
流動負債	384	362
固定負債	539	198

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（注）2. 参照）。

前連結会計年度（令和3年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形及び売掛金	6,973		
貸倒引当金	△14		
	6,959	6,959	—
(2) 投資有価証券	19,491	19,491	—
(3) 長期預金	16,600	16,533	△66
資産計	43,051	42,984	△66
(1) 買掛金	2,402	2,402	—
(2) 未払金	1,786	1,786	—
負債計	4,188	4,188	—

(注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 受取手形、売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

3. 以下の金融商品は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (令和3年9月30日)
その他有価証券（非上場株式）	113
関係会社株式	100
合計	213

当連結会計年度（令和4年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券	18,531	18,532	0
(2) 長期預金	17,700	17,303	△396
資産計	36,231	35,835	△396

(注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、受取手形、売掛金、買掛金、未払金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 （令和4年9月30日）
その他有価証券（非上場株式）	112
関係会社株式	103
合計	216

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（令和3年9月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	26,422	—	—	—
受取手形及び売掛金	6,973	—	—	—
投資有価証券				
社債	—	2,100	4,900	8,000
長期預金	—	6,000	10,600	—
合計	33,395	8,100	15,500	8,000

当連結会計年度（令和4年9月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	29,915	—	—	—
受取手形	47	—	—	—
売掛金	7,881	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	900	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの				
社債	—	500	4,500	9,000
長期預金	—	6,000	11,700	—
合計	37,844	7,400	16,200	9,000

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（令和4年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,204	—	—	4,204
社債	—	13,427	—	13,427
資産計	4,204	13,427	—	17,631

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（令和4年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	900	—	900
長期預金	—	17,303	—	17,303
資産計	—	18,203	—	18,203

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、社債は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブの時価評価により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (令和3年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (令和4年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	900	900	0
	小計	900	900	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		900	900	0

2. その他有価証券

前連結会計年度 (令和3年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,476	3,545	931
	(2) 債券 社債	1,101	1,100	0
	小計	5,577	4,646	931
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	68	96	△27
	(2) 債券 社債	13,845	14,068	△223
	小計	13,913	14,165	△251
合計		19,491	18,811	680

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 113百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (令和4年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,126	3,547	578
	(2) 債券 社債	—	—	—
	小計	4,126	3,547	578
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	77	95	△17
	(2) 債券 社債	13,427	14,153	△725
	小計	13,505	14,248	△743
合計		17,631	17,796	△165

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 112百万円) については、市場価格がない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	13	8	—
(2) 債券 社債	—	—	—
小計	13	8	—

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について89百万円（その他有価証券の株式89百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および連結子会社4社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度)及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、当社の退職一時金制度には退職給付信託を設定しております。

また、当社は総合設立型基金である全国情報サービス産業企業年金基金に加入しておりますが、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
退職給付債務の期首残高	8,511百万円	8,702百万円
勤務費用	445	428
利息費用	—	—
数理計算上の差異の発生額	33	87
退職給付の支払額	△324	△271
過去勤務費用の発生額	36	—
退職給付債務の期末残高	8,702	8,947

(注) 前連結会計年度において、一部の連結子会社が退職金規定の改訂を行ったことにより、過去勤務費用が発生しています。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
年金資産の期首残高	5,110百万円	5,148百万円
期待運用収益	—	—
数理計算上の差異の発生額	37	△7
事業主からの拠出額	—	1,000
退職給付の支払額	—	—
年金資産の期末残高	5,148	6,140

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
積立型制度の退職給付債務	7,984百万円	8,233百万円
年金資産	△5,148	△6,140
	2,835	2,092
非積立型制度の退職給付債務	718	713
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,554	2,806
退職給付に係る負債	3,554	2,806
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,554	2,806

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
勤務費用	445百万円	428百万円
利息費用	—	—
期待運用収益	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	△4	95
過去勤務費用の費用処理額	250	250
確定給付制度に係る退職給付費用	692	774

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
過去勤務費用	250百万円	250百万円
合 計	250	250

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
未認識過去勤務費用	△1,990百万円	△1,739百万円
合 計	△1,990	△1,739

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
債券	79%	80%
現金及び預金	21	20
その他	—	—
合 計	100	100

(注) 年金資産合計は、すべて当社の確定給付制度に対して設定した退職給付信託であります。

②長期期待運用収益率の設定方法

運用益で信託報酬費用を賄うことを基本方針としておりますので、年金資産の長期期待収益率は、見込んでおりません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
割引率	0.00%	0.00%
長期期待運用収益率	—%	—%
予想昇給率	1.00～1.64%	1.00～1.64%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度291百万円、当連結会計年度298百万円であります。

4. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度135百万円、当連結会計年度138百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
年金資産の額	262,373百万円	273,942百万円
年金財政計算上の数理債務の額	206,858	221,054
差引額	55,515	52,887

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度	2.28%	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
当連結会計年度	2.33%	(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(3) 補足説明

上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
繰延税金資産		
ソフトウェア制作費等	2,794百万円	2,956百万円
賞与引当金	1,258	1,531
退職給付に係る負債	501	352
退職給付信託	1,570	1,872
退職給付に係る調整累計額	608	531
未払役員退職慰労金	22	17
未払事業税	138	183
投資有価証券評価損	188	190
賞与引当金に対応する法定福利費	188	229
資産除去債務	119	119
減損損失	115	115
株式給付引当金	93	93
その他有価証券評価差額金	—	81
その他	443	415
小計	8,042	8,691
評価性引当額	△582	△582
繰延税金資産合計	7,460	8,108
繰延税金負債		
還付事業税	3	2
資産除去債務に対応する除去費用	36	37
その他有価証券評価差額金	201	26
その他	9	9
繰延税金負債合計	251	75
繰延税金資産の純額	7,209	8,032

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年9月30日)	当連結会計年度 (令和4年9月30日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
住民税均等割	0.6	0.5
交際費等の永久に損金に算入されない項目	0.1	0.8
その他	0.2	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4	31.7

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(令和3年9月30日)及び当連結会計年度(令和4年9月30日)資産除去債務の金額に重要性がないため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業	
コンピューター・サービス収入	16,001	8,848	—	24,850
ソフトウェア売上高	18,325	5,958	—	24,284
コンサルティング収入	7,017	678	—	7,695
オフィス機器売上高	4,125	2,742	—	6,868
会計用品売上高	995	—	—	995
印刷関連サービス収入	—	—	3,145	3,145
外部顧客への売上高	46,465	18,228	3,145	67,838

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、契約に応じた数値基準に基づくリベート（売上割戻）や返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。通常の支払期限は、履行義務の充足時点や契約締結日等の請求時点から、概ね2か月以内であります。

(1) 情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

(2) ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

(3) コンсалティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務

の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

(4) オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っている判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、当社グループが顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。売掛金は、契約ごとに定められた期間内に受領しております。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社及び連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであります。これらは、履行義務の充足に関わらず、契約締結後概ね2か月以内等、契約ごとに定められた期間内に受領しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、673百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、2,903百万円であります。当該残存履行義務については、期末日後概ね5年以内に収益を認識することを見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり経営者が経営資源配分の決定及び業績評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業別に「会計事務所事業」「地方公共団体事業」「印刷事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主なサービス・商品は次の通りであります。

「会計事務所事業」 (会計事務所またはその関与先企業向け)

情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービス、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売

「地方公共団体事業」 (地方公共団体 (市区町村等)向け)

情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービス、オフィス機器の販売

「印刷事業」

コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データ・プリント・サービス等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共 団体事業	印刷事業			
売上高						
外部顧客への売上高	45,412	17,704	3,105	66,221	—	66,221
セグメント間の内部売上高又 は振替高	8	0	2,073	2,082	△2,082	—
計	45,420	17,704	5,178	68,304	△2,082	66,221
セグメント利益	10,563	1,705	39	12,307	6	12,314
セグメント資産	29,065	9,595	5,676	44,337	59,068	103,406
その他の項目						
減価償却費（注）3	1,533	1,047	364	2,946	△0	2,945
持分法適用会社への投資額	100	—	—	100	—	100
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額（注）3	2,213	1,186	336	3,735	△0	3,735

（注）1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益の調整額6百万円は、セグメント間取引消去額6百万円、棚卸資産の調整額2百万円等であります。
 - (2)セグメント資産の調整額59,068百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産60,047百万円及びセグメント間取引消去額△979百万円等であります。全社資産の主なものは、親会社の余剰資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）であります。
 - (3)減価償却費の調整額△0百万円は、未実現利益に係るものであります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。
3. 減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共 団体事業	印刷事業			
売上高						
外部顧客への売上高	46,465	18,228	3,145	67,838	—	67,838
セグメント間の内部売上高又 は振替高	5	0	2,229	2,235	△2,235	—
計	46,471	18,228	5,375	70,074	△2,235	67,838
セグメント利益	11,286	1,922	144	13,353	△1	13,351
セグメント資産	30,766	10,176	5,994	46,937	62,288	109,225
その他の項目						
減価償却費（注）3	1,616	1,066	369	3,052	△1	3,050
持分法適用会社への投資額	3	—	—	3	—	3
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額（注）3	2,816	1,504	342	4,662	—	4,662

（注）1．調整額は以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益の調整額△1百万円は、セグメント間取引消去額5百万円、棚卸資産の調整額△8百万円等であります。
 - (2)セグメント資産の調整額62,288百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産63,323百万円及びセグメント間取引消去額△1,034百万円等であります。全社資産の主なものは、親会社の余剰資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）であります。
 - (3)減価償却費の調整額△1百万円は、未実現利益に係るものであります。
- 2.セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。
- 3.減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

前連結会計年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

①連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	アイ・モバイル㈱	東京都渋谷区	100	情報提供サービス業	(所有) 直接(30.0)	ホームページサービス開発・保守の委託	資金の回収 (注) 利息の受取 (注)	12 3	貸付金	163

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

②連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	税理士法人 押田会計事務所 (注2)	神奈川県横浜市	4	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	24	売掛金	2
	税理士法人 大藤会計事務所 (注3)	宮城県仙台市宮城野区	9	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	14	売掛金	1
	税理士法人 トップマネジメント (注4)	北海道釧路市	9	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	18	売掛金	2
	税理士法人 浜村会計 (注5)	栃木県宇都宮市	3	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	11	売掛金	1

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

2. 当社取締役押田吉真氏の共同設立法人であります。
3. 当社相談役角一幸氏（当社元取締役）の近親者の共同設立法人であります。
4. 当社取締役甲賀伸彦氏の共同設立法人であります。
5. 当社監査役浜村智安氏の共同設立法人であります。
6. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

①連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	アイ・モバイル㈱	東京都渋谷区	100	情報提供 サービス業	(所有) 直接(30.0)	ホームページサービス開発・保守の委託	資金の回収 (注) 利息の受取 (注)	43 2	貸付金	120

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

②連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	税理士法人 押田会計事務所 (注2)	神奈川県横浜市	4	税理士 法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	24	売掛金	2
	税理士法人 大藤会計事務所 (注3)	宮城県仙台市宮城野区	9	税理士 法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	26	売掛金	1
	税理士法人 トップマネジメント (注4)	北海道釧路市	9	税理士 法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	11	売掛金	4
	税理士法人 浜村会計 (注5)	栃木県宇都宮市	3	税理士 法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	16	売掛金	1

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

2. 当社取締役押田吉真氏の共同設立法人であります。
3. 当社相談役角一幸氏（当社元取締役）の近親者の共同設立法人であります。
4. 当社取締役甲賀伸彦氏の共同設立法人であります。
5. 当社監査役浜村智安氏の共同設立法人であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり純資産額	1,582.45円	1,665.68円
1株当たり当期純利益	164.93円	177.62円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	8,686	9,317
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	8,686	9,317
普通株式の期中平均株式数(百株)	526,691	524,527

- (注) 1株当たり情報の算定に用いられた期中平均株式数は、役員報酬BIP信託導入に伴い設定された役員報酬BIP信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
- 1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度において264,371株、当連結会計年度において212,918株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	80	71	0.59	—
1年以内に返済予定のリース債務	468	492	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	214	142	0.59	令和4年10月10日～ 令和7年9月10日
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	694	481	—	令和4年10月9日～ 令和9年11月22日
その他有利子負債				
割賦購入未払金	6	1	—	—
計	1,464	1,190	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	71	71	—	—
リース債務	247	117	57	50
その他有利子負債	—	—	—	—

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額に重要性がないため記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	15,292	33,768	50,340	67,838
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	3,241	8,431	11,919	13,650
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	2,228	5,816	8,125	9,317
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	42.41	110.82	154.88	177.62

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	42.41	68.44	44.04	22.73

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,881	25,071
売掛金	※1 6,304	※1 7,338
契約資産	511	391
リース投資資産	384	362
商品	77	110
仕掛品	0	0
原材料及び貯蔵品	100	96
前払費用	715	818
未収入金	※1 192	※1 160
その他	※1 585	※1 741
貸倒引当金	△13	△11
流動資産合計	30,739	35,080
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,567	6,449
構築物	173	162
車両運搬具	19	13
工具、器具及び備品	1,974	1,750
土地	6,525	6,525
有形固定資産合計	15,259	14,900
無形固定資産		
ソフトウェア	2,599	3,020
ソフトウェア仮勘定	915	1,565
電話加入権	22	22
その他	0	0
無形固定資産合計	3,537	4,608
投資その他の資産		
投資有価証券	19,331	18,380
関係会社株式	1,389	1,389
出資金	0	0
長期貸付金	※1 120	※1 65
長期前払費用	472	393
繰延税金資産	5,967	6,809
長期預金	16,500	17,500
差入保証金	1,345	1,391
長期リース投資資産	539	198
その他	60	58
投資その他の資産合計	45,727	46,186
固定資産合計	64,525	65,696
資産合計	95,264	100,776

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 2,251	※1 2,847
リース債務	384	362
未払金	※1 1,686	※1 1,804
未払法人税等	2,169	3,132
未払事業所税	56	57
未払消費税等	684	732
契約負債	673	1,104
前受金	594	392
預り金	343	347
賞与引当金	3,660	4,430
工事損失引当金	141	65
設備関係未払金	※1 7	※1 223
その他	0	—
流動負債合計	12,654	15,500
固定負債		
リース債務	539	198
退職給付引当金	878	382
株式給付引当金	307	306
その他	392	394
固定負債合計	2,118	1,282
負債合計	14,772	16,783
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金		
資本準備金	5,409	5,409
その他資本剰余金	302	302
資本剰余金合計	5,711	5,712
利益剰余金		
利益準備金	688	688
その他利益剰余金		
別途積立金	63,057	67,157
繰越利益剰余金	6,263	7,255
利益剰余金合計	70,009	75,101
自己株式	△1,352	△2,359
株主資本合計	80,069	84,153
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	422	△160
評価・換算差額等合計	422	△160
純資産合計	80,491	83,993
負債純資産合計	95,264	100,776

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
売上高	※1 61,637	※1 63,570
売上原価	※1 16,993	※1 17,788
売上総利益	44,644	45,781
販売費及び一般管理費	※1, ※2 32,943	※1, ※2 32,895
営業利益	11,700	12,886
営業外収益		
受取利息	※1 50	※1 69
受取配当金	※1 155	※1 190
受取地代家賃	※1 156	※1 158
助成金収入	13	9
その他	※1 91	※1 78
営業外収益合計	468	507
営業外費用		
賃貸料原価	104	103
その他	0	0
営業外費用合計	104	103
経常利益	12,064	13,290
特別利益		
固定資産売却益	111	1
その他	9	—
特別利益合計	121	1
特別損失		
固定資産売却損	22	0
固定資産除却損	22	28
投資有価証券評価損	89	—
特別損失合計	133	28
税引前当期純利益	12,051	13,264
法人税、住民税及び事業税	3,917	4,775
法人税等調整額	△158	△587
法人税等合計	3,758	4,187
当期純利益	8,293	9,076

【売上原価の明細書】

(イ) 情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価明細書

区分	注記 番号	第55期 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)		第56期 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)			
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)		
I 材料費	※1		4,386	31.8	4,555	30.2	
II 労務費			2,669	19.4	3,475	23.0	
III 経費							
1. 電算機賃借料			402		405		
2. 保守業務委託費			1,288		1,276		
3. 減価償却費			649		690		
4. 保守修繕費		592		686			
5. 消耗品費		1,356		1,101			
6. その他		2,433	6,723	48.8	2,896	7,057	46.8
当期総費用			13,779	100.0		15,089	100.0
期首仕掛品棚卸高			1			0	
他勘定からの受入高	※2		1,206			1,294	
合計			14,987			16,384	
期末仕掛品棚卸高			0			0	
他勘定への振替高	※3		1,512			2,446	
当期情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価			13,475			13,936	

(注) 1. 労務費には、次の引当金繰入額等が含まれております。なお、()内は前期の金額であります。

賞与引当金繰入額 905百万円 (629百万円)

退職給付費用 128百万円 (110百万円)

2. 他勘定からの受入高は、ソフトウェアの償却額を振り替えたものであります。

3. 他勘定への振替高は、ソフトウェアの制作に係る費用をソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に振り替えたものであります。

4. 原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算であります。

(ロ) オフィス機器及びサプライ売上原価明細書

区分	注記 番号	第55期 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)		第56期 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 期首棚卸高		57	1.6	77	2.0
II 当期仕入高		3,537	98.4	3,884	98.0
合計		3,595	100.0	3,962	100.0
III 期末棚卸高		77		110	
当期オフィス機器及びサプライ売上原価		3,518		3,851	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,700	5,409	302	5,711	688	58,757	6,077	65,523
会計方針の変更による累積的影響額							△367	△367
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,700	5,409	302	5,711	688	58,757	5,710	65,156
当期変動額								
別途積立金の積立						4,300	△4,300	—
剰余金の配当							△3,440	△3,440
当期純利益							8,293	8,293
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	0	0	—	4,300	552	4,852
当期末残高	5,700	5,409	302	5,711	688	63,057	6,263	70,009

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,660	75,274	△560	△560	74,714
会計方針の変更による累積的影響額		△367			△367
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,660	74,907	△560	△560	74,347
当期変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△3,440			△3,440
当期純利益		8,293			8,293
自己株式の取得	△6	△6			△6
自己株式の処分	315	315			315
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			982	982	982
当期変動額合計	308	5,161	982	982	6,143
当期末残高	△1,352	80,069	422	422	80,491

当事業年度（自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	5,700	5,409	302	5,711	688	63,057	6,263	70,009
当期変動額								
別途積立金の積立						4,100	△4,100	—
剰余金の配当							△3,985	△3,985
当期純利益							9,076	9,076
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	0	0	—	4,100	991	5,091
当期末残高	5,700	5,409	302	5,712	688	67,157	7,255	75,101

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,352	80,069	422	422	80,491
当期変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△3,985			△3,985
当期純利益		9,076			9,076
自己株式の取得	△1,035	△1,035			△1,035
自己株式の処分	27	27			27
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△582	△582	△582
当期変動額合計	△1,007	4,083	△582	△582	3,501
当期末残高	△2,359	84,153	△160	△160	83,993

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② 満期保有目的の債券

償却原価法

③ その他有価証券

1) 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品・原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

① ソフトウェア

1) 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

2) 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法

② その他

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生事業年度の費用として処理しております。

(5) 工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

(1) 情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

(2) ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社の履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているとは判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

(3) コンсалティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

(4) オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。

一部の取引については、当社の履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているとは判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

「1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

(表示方法の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」)等を当事業年度の期首から適用しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に含めていた「契約資産」および「流動負債」の「その他」に含めていた「契約負債」は、当事業年度より独立掲記しております。

(追加情報)

「1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 追加情報」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
関係会社に対する短期金銭債権	225百万円	278百万円
関係会社に対する長期金銭債権	120	65
関係会社に対する短期金銭債務	445	430

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	48百万円	76百万円
仕入高	3,006	3,203
営業費用	2,491	2,530
営業取引以外の取引による取引高	136	125

※2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度48.1%、当事業年度47.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51.9%、当事業年度52.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日)	当事業年度 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)
給与	10,227百万円	10,101百万円
賞与引当金繰入額	3,030	3,524
退職給付費用	868	937
株式給付引当金繰入額	24	26
減価償却費	607	589
賃借料	2,286	2,382

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,389百万円、関連会社株式0百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,389百万円、関連会社株式0百万円）は、市場価格がない株式等であることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
繰延税金資産		
ソフトウェア制作費等	2,581百万円	2,730百万円
賞与引当金	1,116	1,351
退職給付引当金	267	116
退職給付信託	1,570	1,872
未払事業税	127	174
投資有価証券評価損	227	229
賞与引当金に対応する法定福利費	167	202
資産除去債務	106	106
減損損失	112	112
株式給付引当金	93	93
その他	375	428
小計	6,745	7,418
評価性引当額	△576	△578
繰延税金資産合計	6,168	6,839
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	171	—
資産除去債務に対応する除去費用	29	30
繰延税金負債合計	201	30
繰延税金資産の純額	5,967	6,809

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和3年9月30日)	当事業年度 (令和4年9月30日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
住民税均等割	0.6	0.5
交際費等の永久に損金に算入されない項目	0.1	0.8
受取配当金等の永久に益金に算入されない項目	△0.1	△0.1
その他	0.1	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.2	31.6

(収益認識関係)

「1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 収益認識関係」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	6,567	271	1	387	6,449	11,576
	構築物	173	6	—	17	162	543
	車両運搬具	19	—	—	6	13	40
	工具、器具及び備品	1,974	560	7	776	1,750	5,504
	土地	6,525	—	—	—	6,525	—
	有形固定資産計	15,259	838	9	1,188	14,900	17,664
無形固定資産	ソフトウェア	2,599	1,890	18	1,450	3,020	2,803
	ソフトウェア仮勘定	915	1,553	903	—	1,565	—
	電話加入権	22	—	—	—	22	—
	その他	0	—	—	0	0	0
	無形固定資産計	3,537	3,444	922	1,450	4,608	2,803

(注) 当期増減額のうち、主なものは次のとおりであります。

(増加額)

建物	T I S C UPS設備の取得	199百万円
工具・器具及び備品	eLTAXデータ連携システム基盤用サーバ等の取得	185百万円
	T I S C ネットワーク機器の取得	87百万円
	TASKアウトソーシング用サーバ等の取得	87百万円
	クラウド共通基盤ストレージの増加	73百万円
ソフトウェア	自社利用目的のソフトウェア制作費	942百万円
	市場販売目的のソフトウェア制作費	854百万円
	外部購入ソフトウェアの取得	72百万円

(減少額)

ソフトウェア	外部購入ソフトウェアの除却	18百万円
--------	---------------	-------

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	13	11	13	11
賞与引当金	3,660	4,430	3,660	4,430
工事損失引当金	141	56	133	65
株式給付引当金	307	26	27	306

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・売渡手数料	_____
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故等により電子公告ができない場合、その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL https://www.tkc.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第55期）（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日） 令和3年12月20日関東財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書
令和3年12月27日関東財務局長に提出
事業年度（第55期）（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。
- (3) 内部統制報告書及びその添付書類
令和3年12月20日関東財務局長に提出
- (4) 内部統制報告書の訂正報告書
事業年度（第55期）（自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日） 令和3年12月27日関東財務局長に提出
- (5) 四半期報告書及び確認書
（第56期第1四半期）（自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日） 令和4年2月14日関東財務局長に提出
（第56期第2四半期）（自 令和4年1月1日 至 令和4年3月31日） 令和4年5月11日関東財務局長に提出
（第56期第3四半期）（自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日） 令和4年8月12日関東財務局長に提出
- (6) 臨時報告書
令和3年12月20日関東財務局長に提出
令和4年12月19日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和4年12月19日

株式会社TKC

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多 茂幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの令和3年10月1日から令和4年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社の令和4年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

地方公共団体事業セグメントの販売用及び受注制作ソフトウェア売上高の期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表【注記事項】（収益認識関係）に記載のとおり、会社及び連結子会社は、地方公共団体事業セグメントにおいてソフトウェア売上高を5,958百万円計上している。当ソフトウェア売上高のうち、主な販売用ソフトウェア、受注制作ソフトウェアについては、連結財務諸表【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準に記載しているとおおり、契約に含まれる履行義務を識別し、履行義務の充足パターンに応じて、一時点又は一定の期間にわたり売上を認識している。当連結会計年度末は顧客の検収による売上が大部分であるものの、当連結会計年度に検収されなかった受注制作ソフトウェアのうち、一部については進捗度に応じて一定の期間にわたって収益を認識している。</p> <p>上記販売用及び受注制作ソフトウェアに関する売上は、地方公共団体向けに専門特化したソフトウェアを提供しており、顧客の要望に合わせたカスタマイズ及び制作等を含んでいる。また、受注から納品までの工期が長期、大規模となり、一契約当たりの売上高が多額かつ長期となる傾向があることから、翌連結会計年度以降に検収が予定されるソフトウェア売上を前倒して計上した場合に売上高に与える影響は大きい。</p> <p>さらに、経営者は業績目標達成のための過大なプレッシャーを受けている可能性があり、翌連結会計年度以降に検収する取引について、当連結会計年度に売上を前倒して計上するリスクがある。</p> <p>以上により、当監査法人は、地方公共団体事業セグメントのソフトウェア売上高のうち、当販売用及び受注制作ソフトウェア売上高の期間帰属の適切性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、地方公共団体事業セグメントのソフトウェア売上高のうち、当販売用及び受注制作ソフトウェア売上高の期間帰属の妥当性を検証するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアの受注時の取引条件の承認、ソフトウェア制作の審査、出荷・検収時の承認、進捗度の計算の承認について、関連する内部統制の整備、運用状況の評価を行った。 <p>(2) 売上高の期間帰属の適切性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 当連結会計年度に計上した当販売用及び受注制作ソフトウェア売上についてサンプリングを行い、売上計上根拠となる検収完了通知書と、会計システムの売上の日付及び金額との照合を行った。 受注制作ソフトウェアのうち、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識するものについては、進捗度の根拠となる実際発生原価、見積総原価の妥当性を検証した。 翌連結会計年度に計上された仕訳を閲覧し、当販売用及び受注制作ソフトウェア売上に関する重要な売上取消の有無を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社TKCの令和4年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社TKCが令和4年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月19日

株式会社TKC

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多 茂幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKCの令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

地方公共団体事業セグメントの販売用及び受注制作ソフトウェア売上高の期間帰属

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（地方公共団体事業セグメントの販売用及び受注制作ソフトウェア売上高の期間帰属）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年12月19日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 飯塚 真規
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 中西 清嗣
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長執行役員飯塚真規及び当社最高財務責任者中西清嗣は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、統制実施者の判断の誤り、不注意等によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境変化等には対応できない場合があり、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和4年9月30日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、上記以外の連結子会社4社及び持分法適用会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している当社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、仕入及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年12月19日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 飯塚 真規
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 中西 清嗣
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員飯塚真規及び当社最高財務責任者中西清嗣は、当社の第56期（自令和3年10月1日至令和4年9月30日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。